

遠賀町障がい者計画

第7期遠賀町障がい福祉計画・

第3期遠賀町障がい児福祉計画

令和6年3月

遠 賀 町

遠賀町障がい者計画

第7期遠賀町障がい福祉計画・

第3期遠賀町障がい児福祉計画

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口動態	7
2 身体障がい者の現状	9
3 知的障がい者の現状	12
4 精神障がい者の現状	13
5 難病患者の現状	14
6 障がい児の就学等の現状	15
7 障がい者の雇用の現状	16
8 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ	17

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	23
2 計画の基本的視点	24
3 計画の施策体系	25

第4章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 理解と交流	27
(1) 障がい者への理解と差別解消の促進	27
(2) 地域住民等との交流の促進	31
2 生活支援	33
(1) 利用者本位の生活支援体制の充実	33
(2) 福祉サービスの充実	35
(3) 障がい児支援の充実	37
(4) 権利擁護の推進	40
3 保健・医療	42
(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実	42
(2) 精神保健対策の充実	44
(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	46
4 教育、スポーツ・文化芸術活動等	48
(1) インクルーシブ教育の推進	48
(2) スポーツ・文化芸術活動等の振興	50

5	雇用・就業、経済的自立の支援等	51
	(1) 障がい者雇用の促進	51
	(2) 障がい者のための総合的な就労支援	53
	(3) 経済的自立の支援	56
6	生活環境	57
	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	57
	(2) 住宅環境の整備	59
7	情報アクセシビリティ	60
	(1) 情報収集・提供の充実	60
	(2) コミュニケーション支援の充実	63
8	安全・安心	64
	(1) 防災対策の推進	64
	(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	69

第5章 成果目標と活動指標の設定

(第7期遠賀町障がい福祉計画・第3期遠賀町障がい児福祉計画)

1	令和8年度の成果目標	71
2	障がい福祉サービスの見込量	79
3	障がい児福祉サービスの見込量	87
4	地域生活支援事業の見込量	90

第6章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	97
2	計画の進捗管理	97

資料編

1	遠賀町障がい者施策等検討委員会委員名簿	99
2	計画策定経過	100

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、共に支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められる中、本町では平成30年3月、「遠賀町障がい者計画」と「第5期遠賀町障がい福祉計画・第1期遠賀町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

また、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた施策展開が求められる中、令和3年3月には、「第6期遠賀町障がい福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画」（以下「第6期計画等」）を策定し、障がいのある人が自ら望む地域生活を実現するための支援や、障がいのある児童の支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ってきました。

この度、3計画ともに見直しの時期を迎えましたが、令和5年3月には国の「障害者基本計画（第5次）」が策定されるとともに、同年4月には、直近の障がい者福祉施策の動向等を踏まえ、第6期計画等策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

そこで、本町においても、このような国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえながら、3計画の見直しを行う必要があります。障がい者施策に係る基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がいのある人を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「遠賀町障がい者計画」と「第7期遠賀町障がい福祉計画・第3期遠賀町障がい児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 15 年 (2003 年)	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 (2005 年)	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の 一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 (2006 年)	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正] 教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 (2007 年)	★障害者権利条約署名
平成 21 年 (2009 年)	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 (2010 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 (2011 年)	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 (2012 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待防 止法』施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 (2013 年)	○障害者総合支援法 施行(障害者自立支援法の改正) ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病などを追加) ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律『障 害者優先調達推進法』施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障がい者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画(第3次)の策定
平成 26 年 (2014 年)	★障害者権利条約批准
平成 27 年 (2015 年)	○難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年 (2016 年)	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正] 発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年 (2017 年)	◆『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」発表 ●ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定 ・「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」

年	国の動き
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画(第4次)の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの 신설(就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援)等 ○[改正] バリアフリー法 施行 ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行 ◆障がい者雇用率引き上げ ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者雇用率引き上げ ・民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』施行
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画(第5次)の策定 ◆障害者雇用率引き上げ(令和6年度から8年度にかけての段階的引き上げ) ・民間企業 2.7%、国や地方公共団体など 3.0%、都道府県などの教育委員会 2.9%へ

★:条約関係 ○:法令関係 ●:計画関係 ◆:施策関係 ・:内容の説明

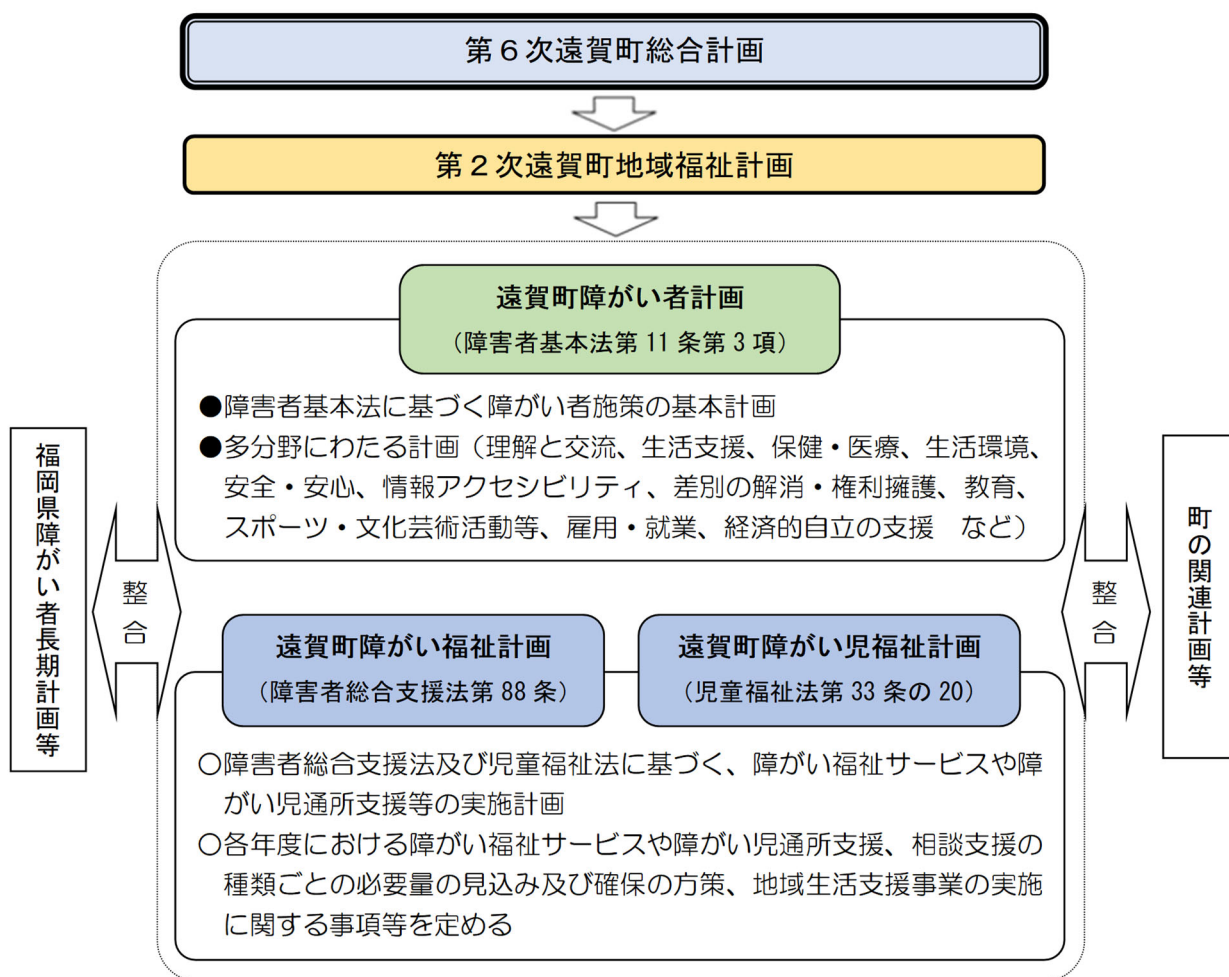
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

障がい者計画は、町における障がいのある人に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の基本計画です。

一方、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者計画の中の「生活支援」「雇用・就業」に係る障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて3年を1期として策定する短期の計画です。

また、本計画は、上位計画である「第6次遠賀町総合計画」や「第2次遠賀町地域福祉計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合を図っています。



3 計画の期間

本計画のうち、障がい者計画は令和6年度から令和11年度までの6か年計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画（平成30～令和5年度）						障がい者計画（令和6～11年度）					
障がい福祉計画（第5期） 障がい児福祉計画（第1期）		障がい福祉計画（第6期） 障がい児福祉計画（第2期）		障がい福祉計画（第7期） 障がい児福祉計画（第3期）		障がい福祉計画（第8期） 障がい児福祉計画（第4期）					

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がいのある人の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	遠賀町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び障がい児通所支援サービスの利用者の中から無作為抽出した799人
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和5年6月1日～令和5年6月16日
回収結果	配布数:799件 有効回収数:370件(有効回収率:46.3%)

(2) ヒアリング調査の実施

障がいのある人の生活全般にわたる現状と課題、あるいは障がいのある人に関する事業(サービス)の利用上の課題及び今後の施策・サービスに対するニーズを把握するため、関係団体にヒアリング調査を行いました。

●ヒアリング調査対象団体

身体障がい者福祉協議会	(社福)はまゆう福祉会 はまゆう家族会
手をつなぐ親の会	(社福)桃李会 障害者支援施設 四方の里
にこにこクラブ	(社福)政憲会 ワークセンターおんが
ふれあいクラブ	(社福)桃李会 障害者支援センターさくら
NPO法人きぬた ていーだ遠賀	

(3)遠賀町障がい者施策等検討委員会における協議

計画案を検討するため、障がい者施策等検討委員会を設置し、協議を行いました。障がい者施策等検討委員会は、保健・医療・福祉の関係者のほか、障がい者団体や当事者の代表者を委員とし、幅広い意見の集約を行いました。

(4)パブリックコメントの実施

令和5年12月25日から令和6年1月19日にかけて計画案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

第 2 章

障がい者を取り巻く現状

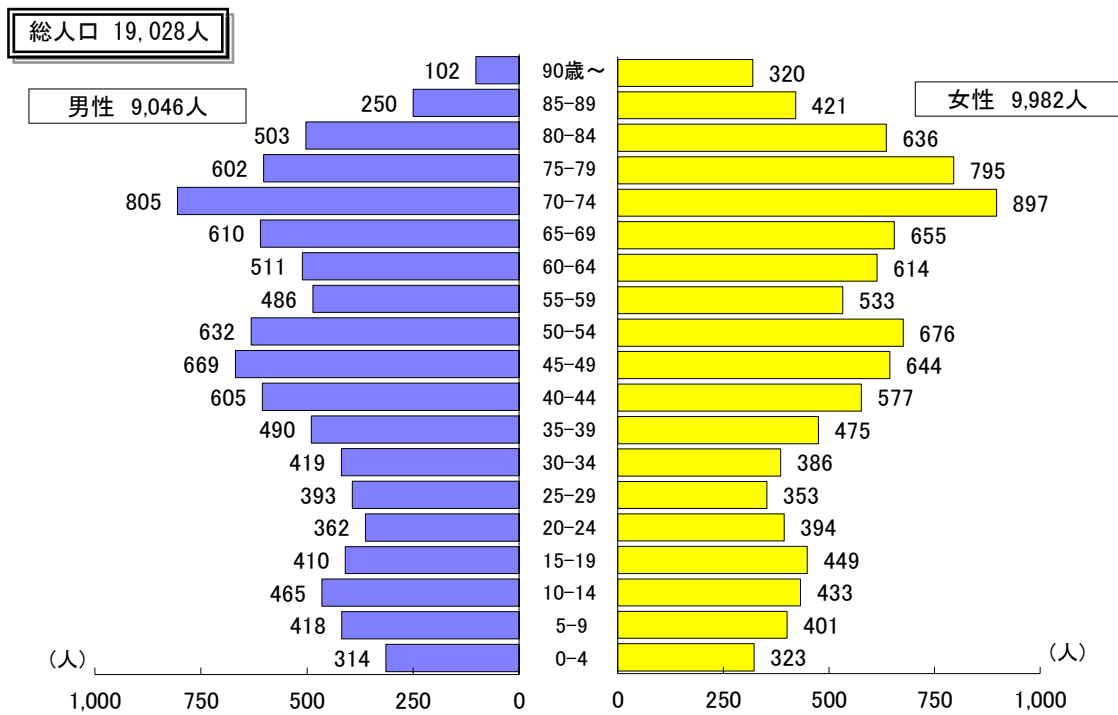
1 人口動態

(1)人口ピラミッド

本町の人口は、令和5年10月1日現在で、男性9,046人、女性9,982人、合計19,028人となっています。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代が含まれる70代前半が最も多く、そのジュニア世代である40代後半から50代前半がそれに次いで多くなっており、国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

■人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）

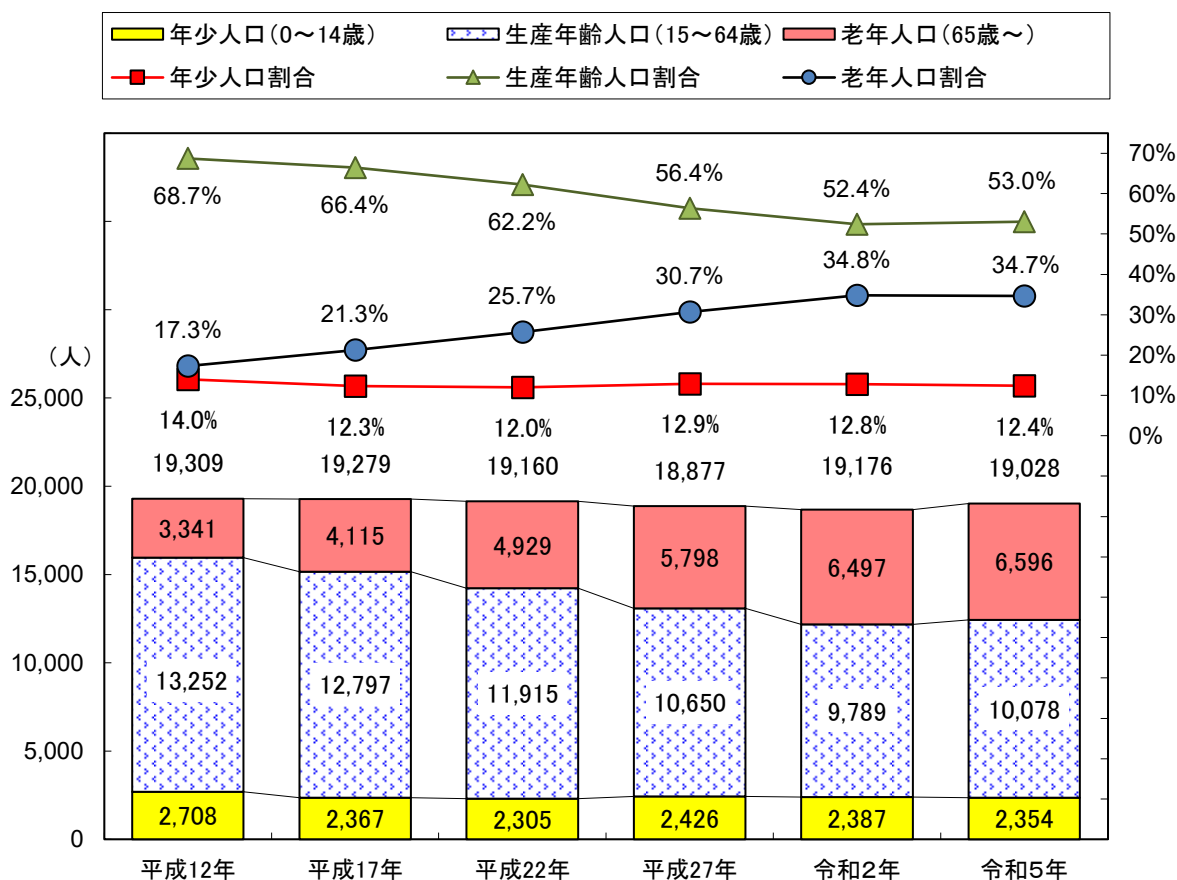


資料:住民基本台帳

(2)年齢3区分人口の推移

本町の総人口は横ばいで推移していますが、年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口が増加を続ける一方、15～64歳の生産年齢人口は減少を続けていました。しかし、最近では生産年齢人口の減少に歯止めがかかり、令和5年は令和2年に比べやや増加しており、その結果、上昇の一途をたどっていた高齢化率(老年人口割合)も令和2年以降は横ばいとなっています。

■年齢3区分人口の推移



(各年10月1日現在)

※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（令和5年は住民基本台帳）

2 身体障がい者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在803人(総人口の4.22%)で、うち65歳以上の高齢者が628人で全体の78.2%を占めています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が401人(49.9%)と最も多く、次いで内部障がい276人(34.4%)となっています。また、重度障がい者(1、2級)は378人で、全体の47.1%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18～64歳	0	3	0	0	4	1	8
	65歳以上	8	16	2	4	2	2	34
	合計	8	19	2	5	6	3	43
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	1	7	0	3	0	3	14
	65歳以上	0	10	12	10	0	26	58
	合計	1	17	12	13	0	29	72
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	0	0	0	3			3
	65歳以上	0	1	6	1			8
	合計	0	1	6	4	0	0	11
肢体不自由	18歳未満	4	2	1	1	0	0	8
	18～64歳	23	20	16	15	15	9	98
	65歳以上	45	64	51	76	35	24	295
	合計	72	86	68	92	50	33	401
内部障がい	18歳未満	5	0	0	0			5
	18～64歳	28	1	1	8			38
	65歳以上	137	3	32	61			233
	合計	170	4	33	69	0	0	276
合計	18歳未満	9	2	1	2	0	0	14
	18～64歳	52	31	17	29	19	13	161
	65歳以上	190	94	103	152	37	52	628
	合計	251	127	121	183	56	65	803

※令和5年3月末現在

資料:福祉課

※障がい重複している場合は、代表部位、総合等級で計上

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度をピークに令和3年度までは減少、その後は横ばいで推移しています。令和4年度は平成30年度に比べると12人(1.5%)の減少となっています。

等級別に見ても、年による1級の増減は見られますが、その他の等級は概ね横ばい傾向となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	266	281	275	258	251
2級	121	127	122	121	127
3級	125	136	135	125	121
4級	185	194	180	180	183
5級	55	55	51	53	56
6級	63	65	68	64	65
合計	815	858	831	801	803

※各年度末現在

資料:福祉課

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成30年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、肢体不自由と内部障がいは令和元年度以降減少傾向、それ以外は横ばい傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障がい種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	44	46	44	43	43
聴覚・平衡機能障がい	68	73	77	71	72
音声・言語障がい	11	12	13	10	11
肢体不自由	412	426	415	406	400
内部障がい	280	301	282	271	277
合計	815	858	831	801	803

※各年度末現在

資料:福祉課

(4)年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

平成30年度からの推移を年齢階層別に見ると、年によるばらつきはありますが、18～64歳及び65歳以上は令和元年度以降減少傾向、18歳未満は横ばいとなっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	15	15	16	18	14
18～64歳	172	179	169	163	161
65歳以上	628	664	646	620	628
合計	815	858	831	801	803
総人口	19,332	19,201	19,204	19,115	19,031
総人口に占める割合(%)	4.22	4.47	4.33	4.19	4.22

※各年度末現在

資料:福祉課

3 知的障がい者の現状

(1)障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、令和4年度末現在210人(総人口の1.10%)で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、令和3年度以降は重度のA判定よりも軽度のB判定の方が多くなっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	92	93	98	98	98
B判定	85	94	97	105	112
合計	177	187	195	203	210

※各年度末現在

資料:福祉課

(2)年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ても、すべての年齢階層を通じて増加傾向にあります。平成30年度からの増加率が最も高かったのは18歳未満(増加率177.8%)となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	27	47	46	45	48
18～64歳	138	124	134	140	143
65歳以上	12	16	15	18	19
合計	177	187	195	203	210
総人口に占める割合(%)	0.92	0.97	1.02	1.06	1.10

※各年度末現在

資料:福祉課

4 精神障がい者の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末現在175人(総人口の0.92%)で、等級別に見ると2級が最も多く、令和4年度は全体の58.9%を占めています。

また、2級の人数は令和2年度以降減少していますが、平成30年度に比べると令和4年度は全等級ともに増加しており、全体で見ると21人(13.6%)増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	4	4	4	5	5
2級	93	104	118	113	103
3級	57	64	62	65	67
合計	154	172	184	183	175
総人口に占める割合(%)	0.80	0.90	0.96	0.96	0.92

※各年度末現在

資料:福岡県精神保健福祉センター

(2) 自立支援医療(精神)利用者数の推移

本町の自立支援医療(精神)利用者数は、令和4年度末現在318人となっており、新型コロナウイルス感染拡大による特例延長措置のため申請者が減少した令和2年度を除けば、年々増加傾向にあります。

自立支援医療(精神)受給者数の推移 (単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	256	276	202	304	318

※各年度末現在

資料:福岡県精神保健福祉センター

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成26年12月までは、難病のうち130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患(11疾患群)が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。令和3年11月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっています。

宗像・遠賀管内における令和4年度の特定医療費(指定難病)受給者証の所持者は165人となっています。

なお、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られており、令和3年11月1日からは、366疾病が対象となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証件数（有資格者数） (単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	150	147	158	154	165

※各年度末現在(宗像・遠賀管内)

資料:福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

6 障がい児の就学等の現状

(1) 町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
知的障がい	小学校	学級数	4	4	4	4	5
		児童数	21	25	25	23	25
	中学校	学級数	2	2	2	2	2
		生徒数	4	5	7	7	11
自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	3	3	3	3	3
		児童数	14	15	17	17	11
	中学校	学級数	1	2	2	2	3
		生徒数	3	4	7	10	11

※各年度5月1日現在

資料:学校教育課

(2) 特別支援学校への就学状況

本町からの特別支援学校への就学状況は以下のとおりで、令和5年5月1日現在の通学者数は13人となっています。

特別支援学校への就学状況

学 校 名	所在地	遠賀町からの在学者数(人)		
		小学部	中学部	計
福岡県立北九州視覚特別支援学校	北九州市八幡東区	1	0	1
福岡県立直方特別支援学校	直方市	1	0	1
福岡県立福岡特別支援学校	新宮町	1	1	2
福岡県立古賀特別支援学校	古賀市	6	3	9
合 計		9	4	13

※令和5年5月1日現在

資料:学校教育課

7 障がい者の雇用の現状

(1) 八幡公共職業安定所管内企業の障がい者の雇用状況

令和4年6月1日現在、八幡公共職業安定所管内にある企業の障がいのある人の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率(2.3%)を達成している企業は406社中233社で、達成率は57.4%となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況（八幡公共職業安定所管内）

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率	法定雇用率達成企業数	法定雇用率未達成企業の割合
44～99人	232	15,006.0	318.5	2.12%	136	41.4%
100～299人	130	21,013.5	420.0	2.00%	73	43.8%
300～499人	19	7,231.5	223.5	3.09%	10	47.4%
500～999人	11	8,111.5	168.5	2.08%	4	63.6%
1,000人以上	14	29,317.0	704.5	2.40%	10	28.6%
計	406	80,679.5	1,835.0	2.27%	233	42.6%

※令和4年6月1日現在

資料:福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

(2) 町の行政機関における障がい者の雇用状況

令和4年6月1日現在、町の行政機関における障がいのある人の雇用率は3.14%で、法定雇用率(2.6%)を上回っています。

町の障がい者雇用状況

対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
127.5人	4人	3.14%	2.6%

※令和4年6月1日現在

資料:総務課

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

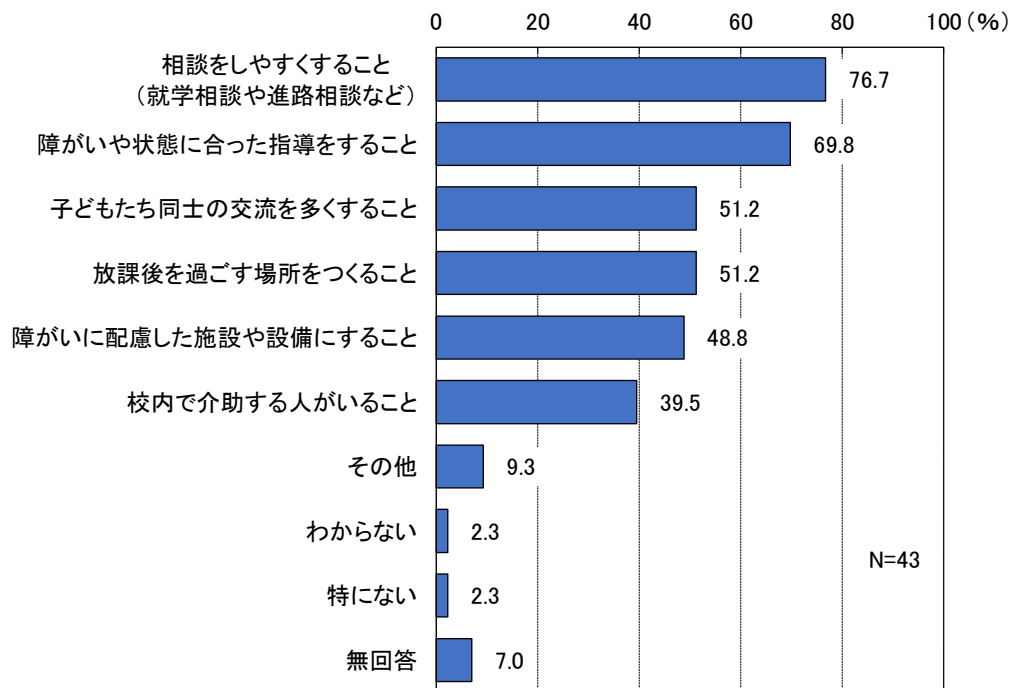
※対象職員数は短時間勤務職員を0.5人と計算するため端数が出る。

8 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ

(1)障がいのある子どもの教育環境について、必要と思うもの

障がい児の保護者の回答結果を見ると、「相談をしやすいこと(就学相談や進路相談など)」が全体の76.7%と最も多く、「障がいや状態に合った指導をすること」が69.8%でそれに続いています。

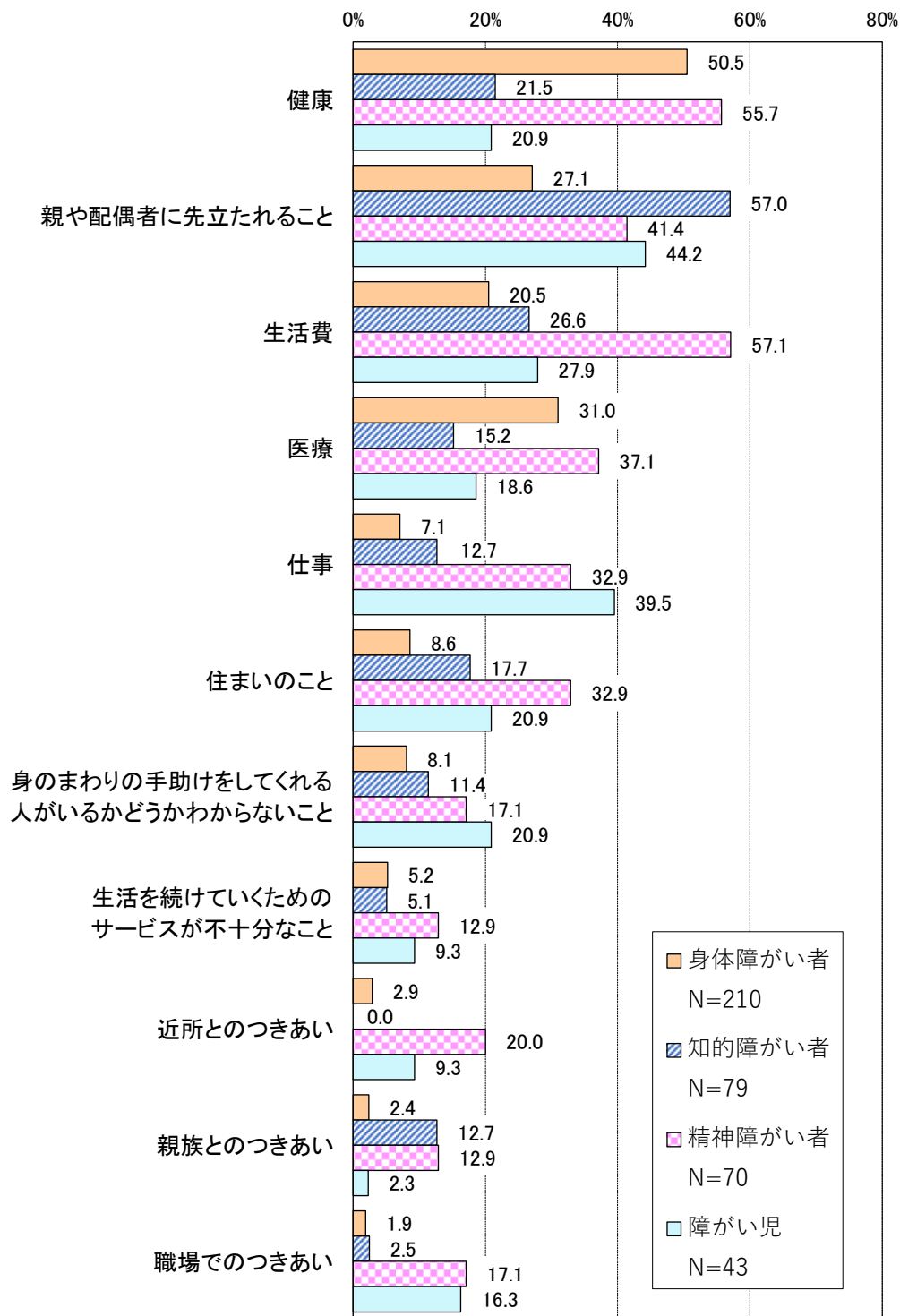
また、「子どもたち同士の交流を多くすること」や「放課後を過ごす場所をつくること」(ともに51.2%)、「障がいに配慮した施設や設備にすること」(48.8%)も半数程度の回答割合となっており、幅広い配慮と支援が求められていることがうかがえます。



※グラフ中の「N」は、割合算出の基数となる有効回答者数を示しています(以下同じ)。

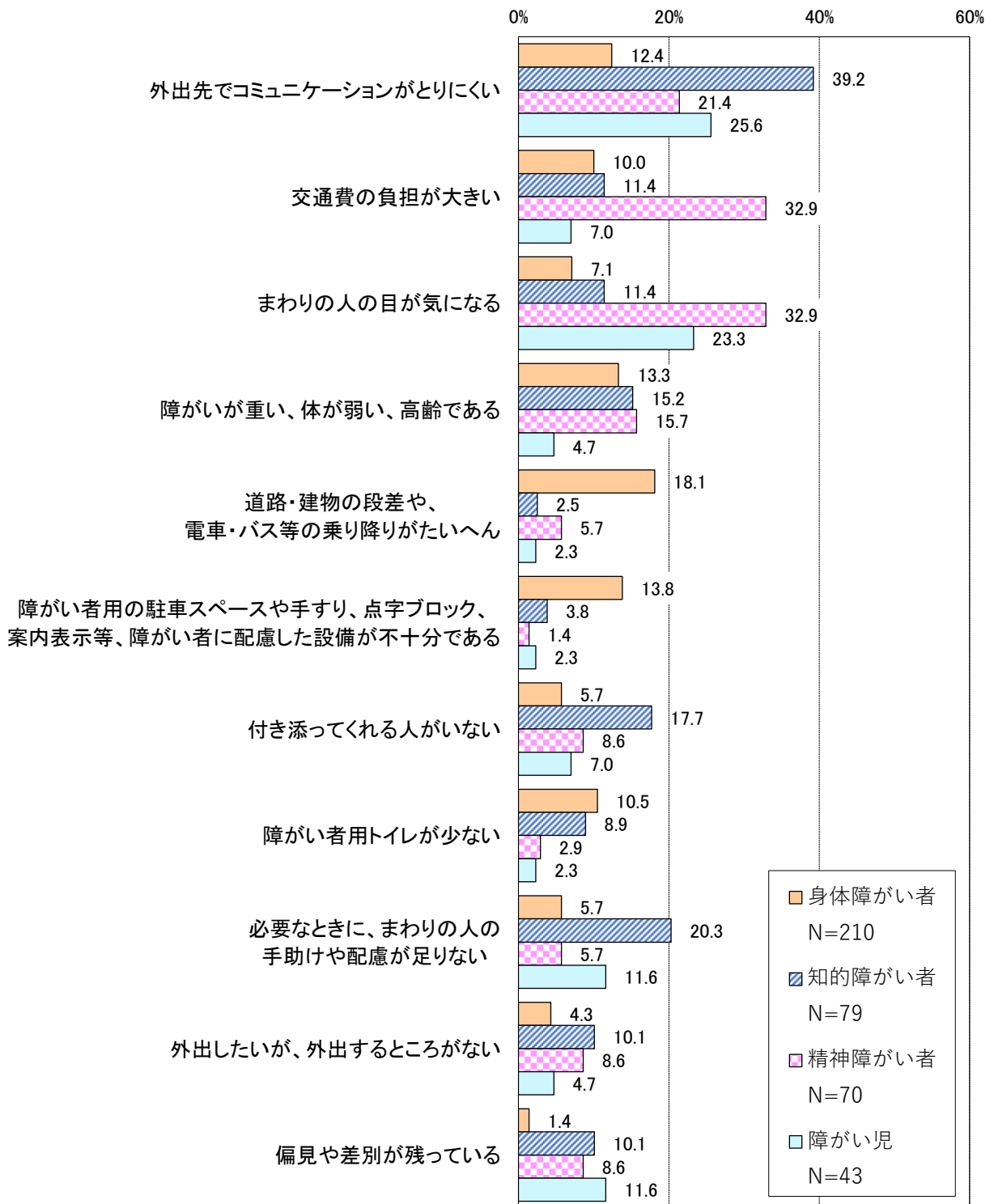
(2)暮らしていくなかで、特に心配なこと

身体障がい者では「健康」(50.5%)、知的障がい者では「親や配偶者に先立たれること」(57.0%)、精神障がい者では「生活費」(57.1%)と「健康」(55.7%)、障がい児では「親や配偶者に先立たれること」(44.2%)と「仕事」(39.5%)がそれぞれ高い割合となっています。



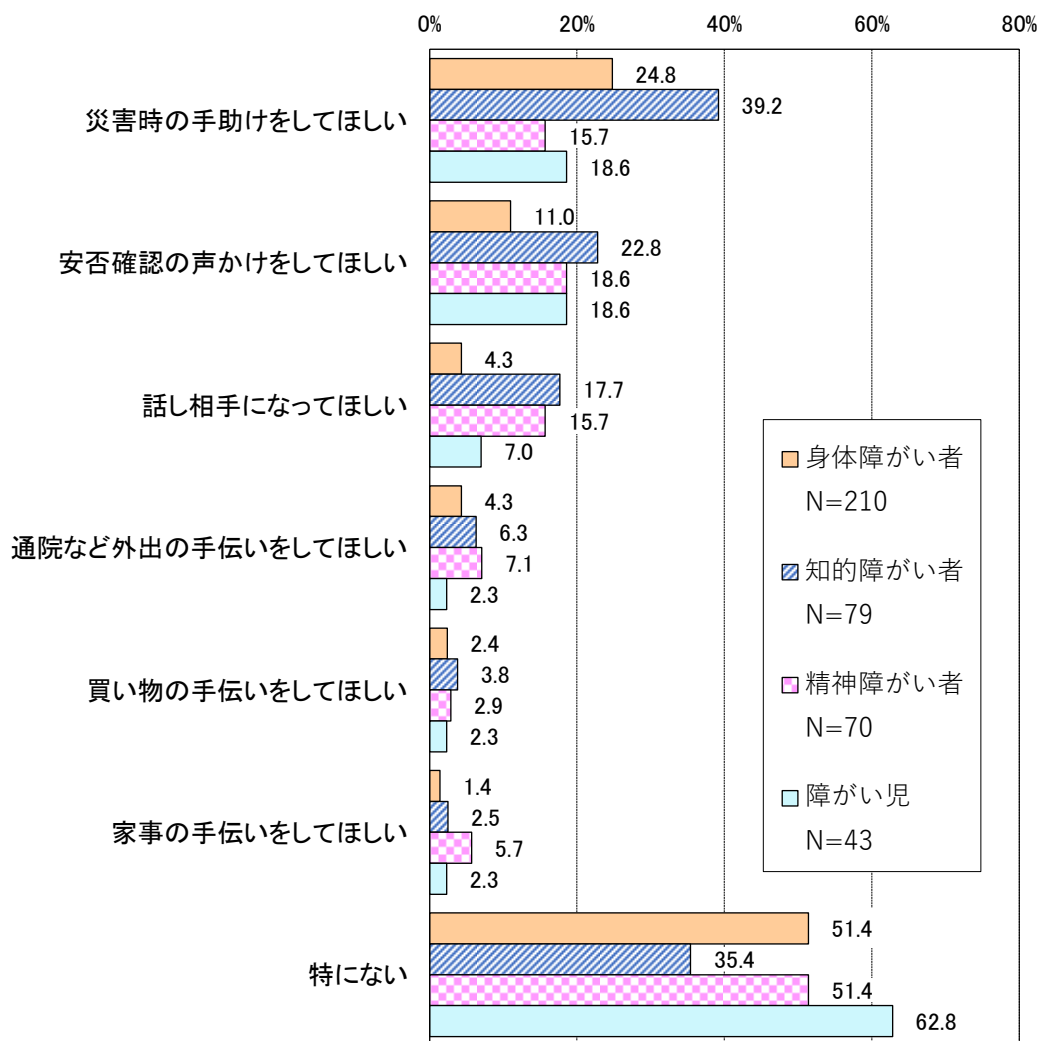
(3)外出に関して、不便や困難を感じること

身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」(18.1%)、知的障がい者では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」(39.2%)、精神障がい者では「交通費の負担が大きい」「まわりの人の目が気になる」(ともに32.9%)がそれぞれ最も多くなっています。



(4)地域で手助けしてほしいと思うこと

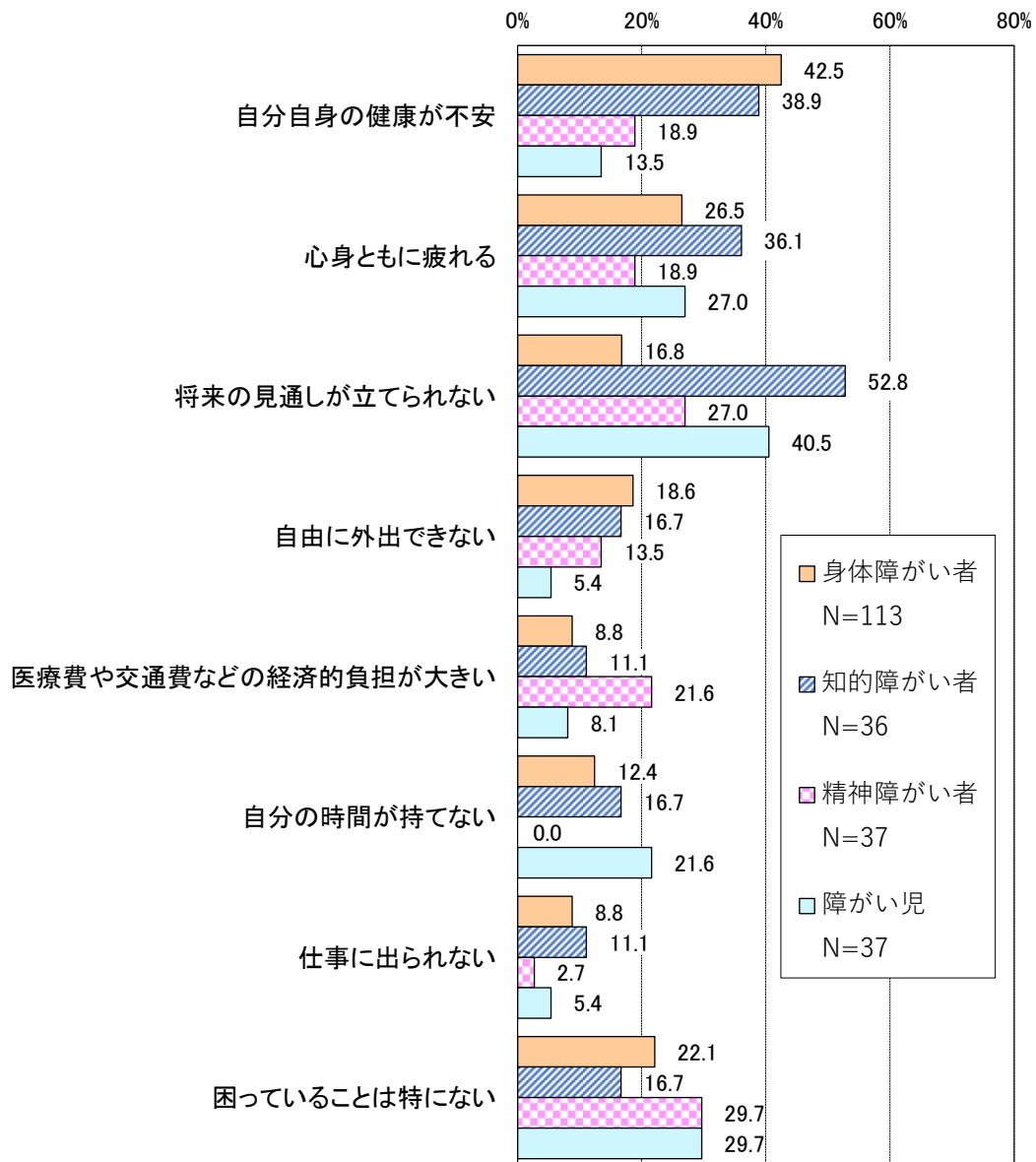
知的障がい者を除くいずれの障がい種別においても、「特にない」が最も多くなっていますが、「災害時の手助けをしてほしい」や「安否確認の声かけをしてほしい」「話し相手になってほしい」など、手助けを求める回答も少なくありません。



(5)障がい者を介助している家族等が困っていること

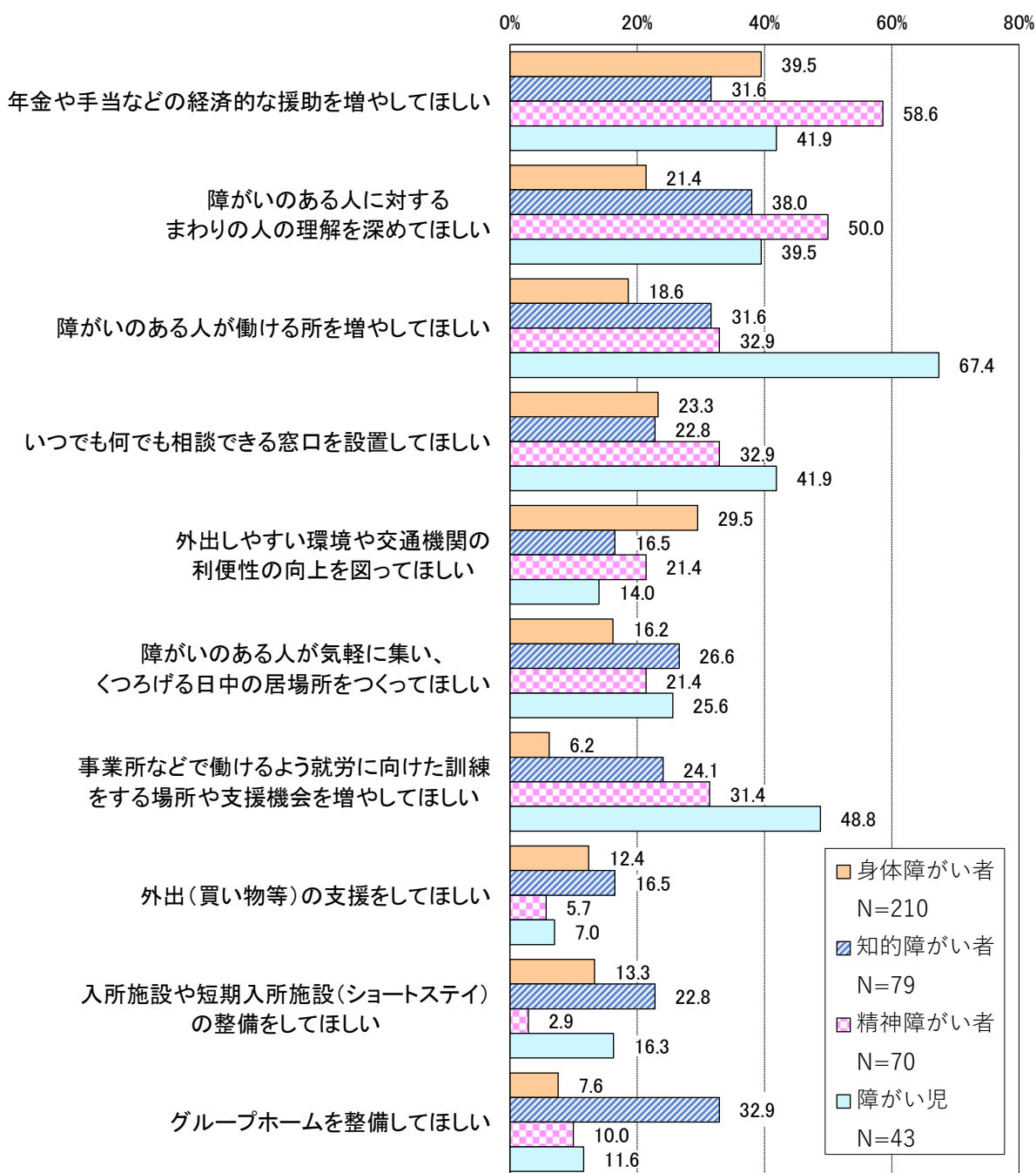
身体障がい者の介助者については「自分自身の健康が不安」が最も高い割合となっていますが、知的・精神障がい者と障がい児の介助者では「将来の見通しが立てられない」が最も高い割合となっています。

また、精神障がい者の介助者では「医療費や交通費などの経済的負担が大きい」(21.6%)、障がい児の介助者については「自分の時間が持てない」(21.6%)という回答が、他に比べやや高い割合となっています。



(6)障がい者に対する支援として、充実すべきだと思うこと

身体障がい者については「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」や「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」、知的障がい者については「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」や「グループホームを整備してほしい」、精神障がい者については「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」や「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」、障がい児については「障がいのある人が働ける所を増やしてほしい」や「事業所などで働けるよう就労に向けた訓練をする場所や支援機会を増やしてほしい」が、それぞれ上位にあがっています。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

前計画では、障がいのある人もない人も、お互いに一人の人間として尊重し合い、いきいきと輝きながらともに暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、「いきいきと人が輝く福祉のまちづくり」を基本理念としていました。

共生社会の実現を目指すという基本的な考え方に変更はありませんが、前計画期間中に総合計画が第5次から第6次に代わり、新しい総合計画における町の将来像が「まちがつながりひとがつながる 未来へつなぐ遠賀町」と掲げられたことから、本計画の基本理念もそれに合わせて、以下のとおり変更することとします。

**ひとがつながり すべての人で支え合う
福祉のまちづくり**

2 計画の基本的視点

前述の基本理念の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の主体的な選択や決定を尊重し、障がいのある人が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

(2) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(3) だれもが住みよい社会づくり

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を広めるとともに、障がいのある人の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと(バリアフリー)により、障がいのある人が自由に社会活動ができる平等な社会を目指します。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

(5) 障がいのある人のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化

障がいのある人に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。

3 計画の施策体系

本計画では以下の8つの施策分野ごとに基本的施策と今後の取り組みを定めます。



第 4 章

施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 理解と交流

障がいのあるなしに関わらず、すべての人がかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然存在しています。

すべての町民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がいのある人についての理解促進を図ることが重要です。

また、地域における障がいへの理解の促進のためには、子どもから高齢者まで様々な年代において、住民同士がふれあい、つながりをつくっていくことが重要です。ふれあうことにより、お互いが理解しあい、価値観や経験の共有を通じて認めあい、支えあえる関係を築いていくことができます。

(1)障がい者への理解と差別解消の促進

現状と課題

本町では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受け、平成31年3月に「遠賀町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例(遠賀町障がい者差別解消条例)」を制定し、それに基づくガイドラインを作成・配布するなど、同法の周知・啓発と障がい者差別解消の推進に取り組んでいます。

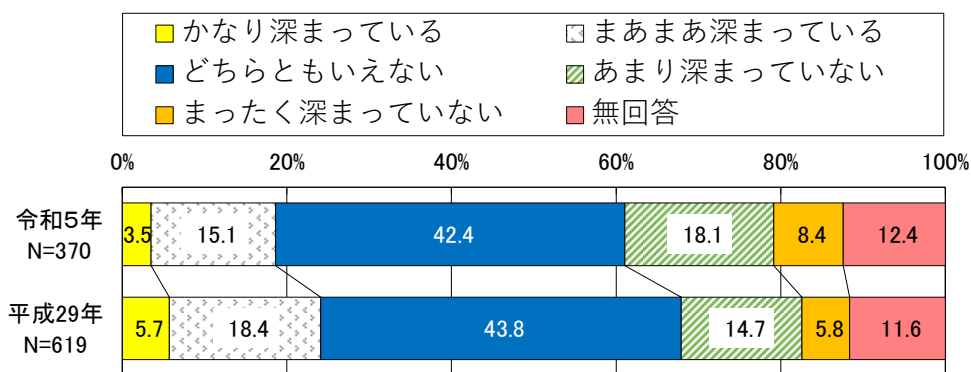
しかし、アンケート調査結果を見ると、町全体で障がいへの理解が「かなり深まった」「まあまあ深まった」と回答した人の割合は18.6%と、平成29年の調査結果(24.1%)と比べ5.5ポイント低下しています(図1参照)。また、ふだんのくらしのなかで、障がいのある人への差別や偏見を感じたことが「よくある」「時々ある」と回答した人は全体の30.8%となっており、依然として障がいに対する町民の無理解を感じる障がい者が少なくないことがわかります(図2参照)。さらに、障がいのある人への差別や偏見があると感じる機会についても、身体障がい者では「交通機関や施設の整備」(45.1%)、知的障がい者では「まちかどでの人の視線」(58.6%)、精神障がい者では「仕事や収入」「まちかどでの人の視線」(ともに44.4%)、障がい児では「教育の機会」(59.2%)の回答割合が最も高いなど、障がい種別による差異も見られます(図3参照)。

今後、ますます障がいのある人の社会参加が進むと予想される中で、あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続きさまざまな広報媒体等をとおして幅広い啓発・広報活動を継続的に行い、障がいのある人について正しい理解や認識を広めていく必要があります。

また、差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいや障がいのある人に対する理解や認識を深めていくためには、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。本町の小中学校では、教育活動全体を通して、様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することをめざして人権教育を進めており、総合的な学習の時間等を活用して、福祉に関する学習活動を実施しており、障がいに対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

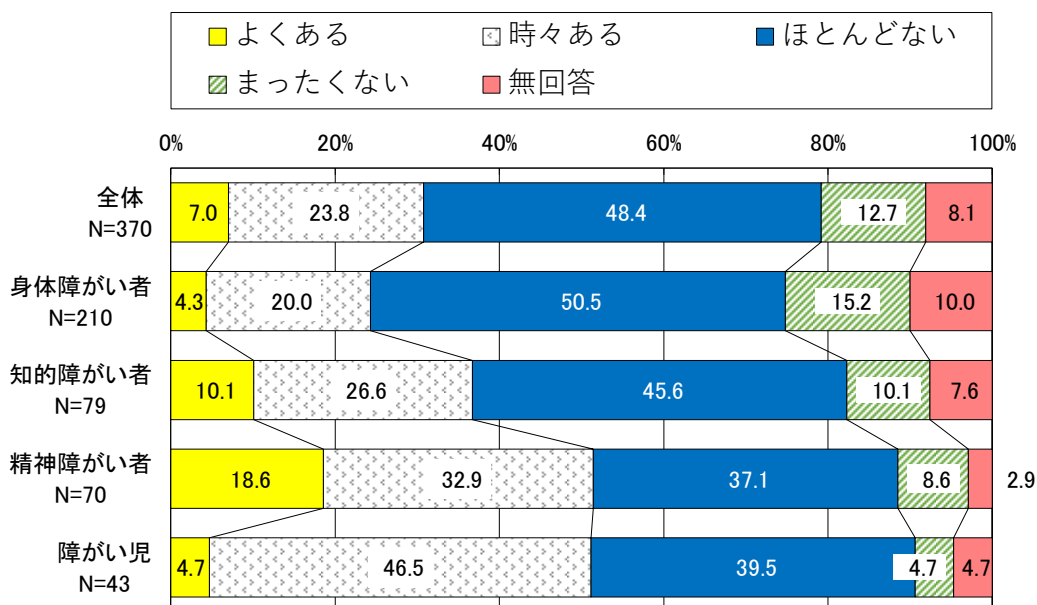
今後も、児童や生徒が障がいについて理解し、障がいのある子もいない子もともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、町や各障がい者団体が、小中学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

図1 町全体で障がい者への理解が深まっていると感じるか(経年比較)



資料: アンケート調査結果

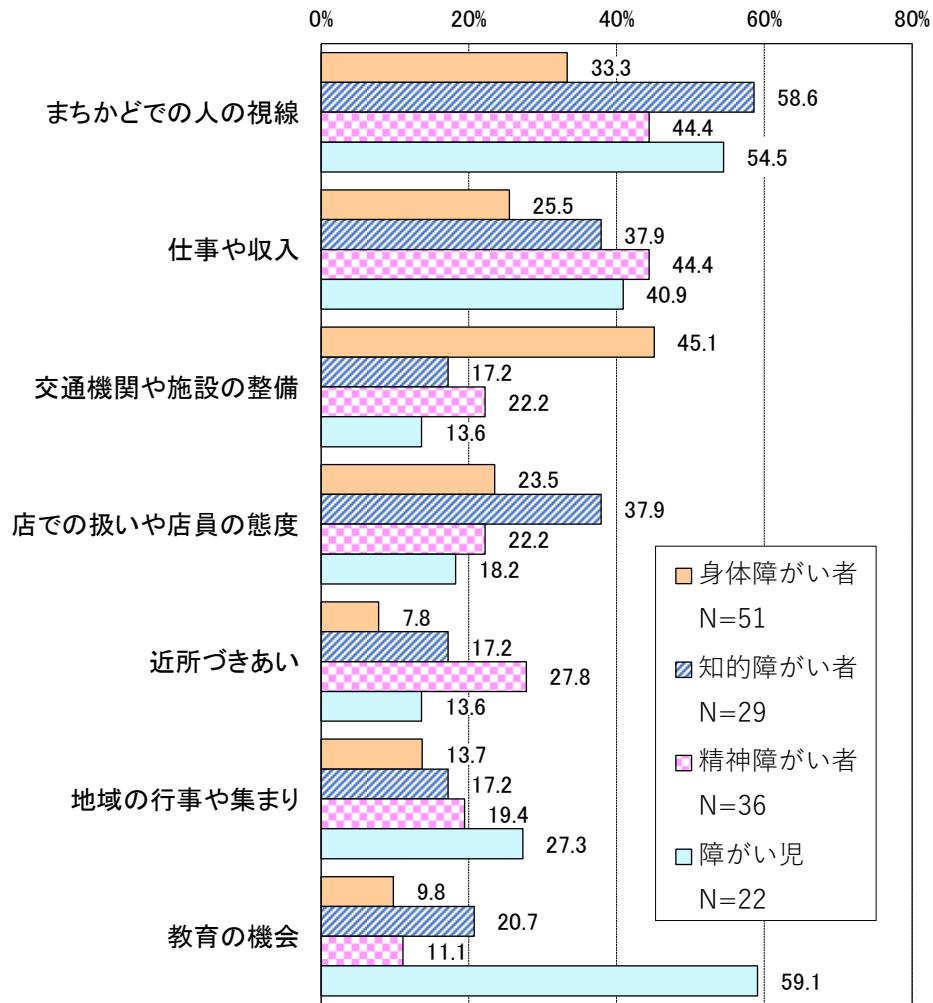
図2 ふだんのくらしのなかで、障がい者への差別や偏見を感じたことがあるか



※調査結果には重複障がい者が含まれるため、各障がい者のNの和と全体のNの値は一致しない(以下同じ)。

資料: アンケート調査結果

図3 どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

1 啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

障がい特性や障がいのある人とコミュニケーションを図る上での留意点などを記載した国や県の啓発パンフレット等の啓発資料を配布するとともに、「広報おんが」やホームページ等を利用した啓発・広報活動に努め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

2 「障がい者週間」等の周知

「障がい者週間(12月3日～12月9日)」、「障がい者の日(12月9日)」及び「障がい者雇用支援月間(9月)」の周知を図りながら、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

3 学校教育における人権教育・福祉教育の充実

障がいのある人への正しい理解を深め、共生社会を実現するために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

また、小中学校における障がいのある人やその団体との交流や社会福祉施設等でのボランティア体験学習の実施に努めます。

4 障がい者差別解消の推進

国や県と連携しながら、障がいのある人への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

また、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮が義務化されることに伴い、積極的な周知を実施します。

5 町職員の理解の促進

人権問題や障がい者施策にかかる町職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上に努めます。

6 選挙等における配慮

各投票所では、出入口等へのスロープ設置による段差解消や車いすの配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置を行います。あわせて、投票に支援が必要な人へ代理投票等の配慮を行い、障がいのある人等が投票しやすい環境に努めます。

7 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動を行います。

(2) 地域住民等との交流の促進

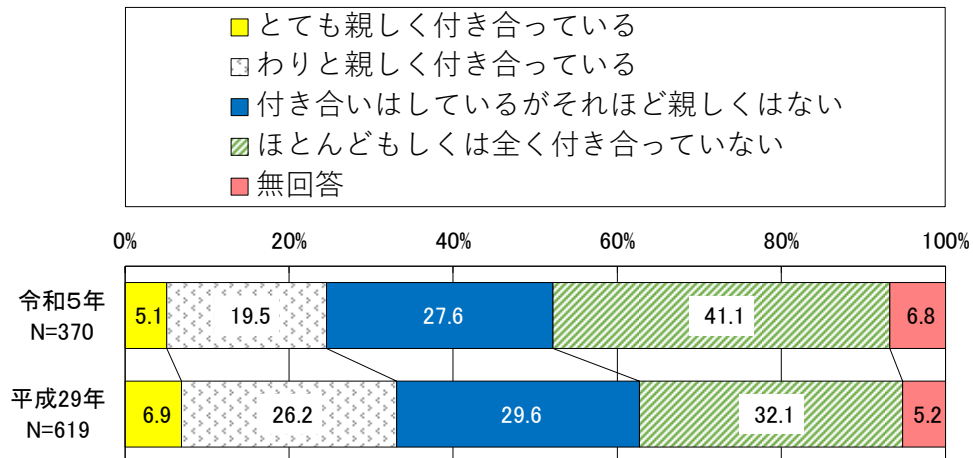
現状と課題

障がいのある人が家庭や地域の中で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障がいのある人やその家族のことを地域で理解し、お互いに支え合う社会を築くことが重要です。しかし、少子高齢化の進展、個人の意識やライフスタイルの多様化等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。

近所付き合いの程度に関するアンケート調査結果を平成29年の調査結果と比較すると、その希薄化がさらに進んでいることがわかります(図4参照)。また、何らかの地域活動に参加していると回答した障がい者は全体の21.6%にとどまっています(図5参照)。

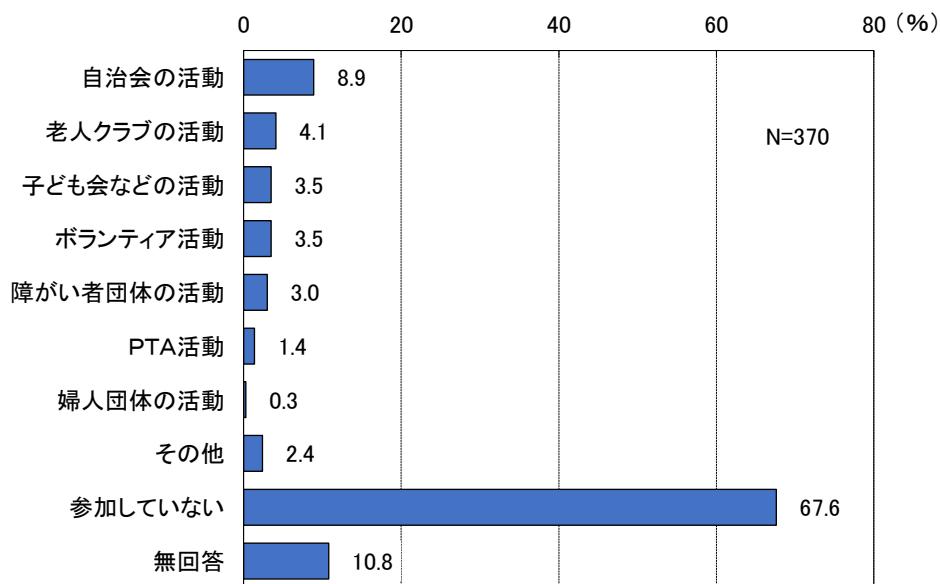
障がいのある人への偏見や理解不足、また障がいの特性による他者とのかかわりづらさなどから、地域での活動には多くの課題がありますが、障がいへの理解促進により様々な地域活動に参加でき、交流をさらに広げるための環境をつくる必要があります。

図4 現在どの程度近所付き合いをしているか(経年比較)



資料: アンケート調査結果

図5 現在どのような地域活動に参加しているか



今後の取り組み

1 啓発イベントと交流機会の充実

福祉事業所や関係団体との連携により障がいのある人の地域活動への参加を促進します。また、広報活動を強化して福祉事業所や団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知し、参加者の拡大を図ります。

さらに、障がいのある人が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。

2 地域の活動・行事の中での交流の促進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、自治会や子ども会等が地域で行う行事の中で、障がいのある人の地域生活について共に考える機会を持つことが重要です。障がいのある人が積極的に参加でき、交流の輪がさらに広がるよう努めます。

2 生活支援

障がい者施策の目指すところは障がいのある人が住み慣れた身近な地域で尊厳をもって自分らしく安心して生活できる体制を構築することにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障がいのある人が安心して地域での生活を送れるような支援体制を確立することが必要です。

(1)利用者本位の生活支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人のもつ悩みや問題は、その人の障がい部位や障がい程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本町では、福祉課の相談窓口のほか、各相談支援事業所においても障がいのある人とその家族に対する相談支援が行われています。

今後さらに多様化することが予想される障がいのある人とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人一人にあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障がい者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があります。地域の社会資源間のネットワークの核となる「遠賀中間地域障がい者支援協議会」は、その設置以来、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が望まれます。

今後の取り組み

1 相談支援体制の充実

障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人一人の状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、基幹相談支援センターについては、本町単独での設置が難しいため、遠賀中間地域障がい者支援協議会で設置に向けた検討を行い、関係機関への働きかけを行います。

2 障がい者ケアマネジメント体制の拡充

単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がいのある人のライフサイクルを見据え、一人一人のニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がいのある人のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の拡充を行います。

3 遠賀中間地域障がい者支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

遠賀中間地域障がい者支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携のさらなる強化に努めます。

(2)福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

また、障がいのある人が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がいのある人は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がいのある人の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

本町では、障がいのある人の社会参加を積極的に進めるため、重度心身障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付や、視覚障がいや肢体不自由で単身では外出できない人への外出時における移動支援事業を行っており、今後も同行援護や行動援護など移動支援を目的とした障がい福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

本町における障がいのある人のサービス利用状況をみると、多くのサービスで供給体制が整いつつあることがうかがわれますが、障がいのある人のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、今後のサービス基盤の整備にあたっては、単に総量での充足度だけでなく、障がい種別の利用対象者数や現実の利用実態に照らし、必要な人に必要なサービスが行き届くかどうかの検証が求められます。

また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められています。

精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の手続きや金銭管理をはじめとする退院後のさまざまな課題への対応や不規則な時間帯や夜間の相談に対応するなど、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。

今後の取り組み

1 介護給付体制の充実

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な人など、障がいのある人の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

2 短期入所(ショートステイ)・日中一時支援の提供体制の充実

在宅で生活している障がいのある人が家族の急病等で在宅での対応が困難なときや、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、短期入所、日中一時支援の提供体制の充実に努めます。

3 移動支援等の充実

障がいのある人の社会活動の範囲の拡大と日常生活の利便性の向上を図るため、コミュニティバスの運行や、重度心身障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付を継続するとともに、その周知に努めます。また、外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実に努めます。

4 補装具・日常生活用具の給付

障がいのある人の日常生活を容易にするための補装具購入費、修理費及び貸与費の一部を支給します。また、障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

5 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の提供支援に努めます。

また、地域生活支援の機能を強化するため、居住支援のための機能を持つ事業所等と連携し、地域の障がいのある人を支援するための体制整備に努めます。

(3)障がい児支援の充実

現状と課題

身体障がいや知的障がいのほかに、近年、自閉スペクトラム症などの発達障がいまたはその疑いのある子どもが増えています。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況をなくすためには身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、成長発達の確認、発達上の課題や障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者が育児などについて相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、健診の場で専門的な相談ができる体制の整備が必要です。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの療育については、児童発達支援センターや児童相談所、医療機関等の関係機関との連携により、障がいの早期発見、早期療育に努めるとともに、医療のみならず、心理、保育、教育等総合的な療育体制の確保を図っており、痰の吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもに対しての支援も求められています。

また、子どもにとって、集団の中でのさまざまな体験は、その発達を促すことに有効であるといわれており、町内の保育所、幼稚園等では障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの受け入れに努めています。

さらに、学齢期においては、その子にとってより良い教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの教育に関しては、就学時の健康診断、就学相談会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。療育の現場からは、学齢期の療育の必要性を指摘する声もあり、早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、発達に課題のある子どもや障がいのある子どもの個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実していくことが必要です。

今後の取り組み

1 相談支援体制の充実

発達に不安を抱える乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。

子ども一人一人の状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、連携して相談支援に努めます。

2 個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子ども一人一人の状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制の拡充を図ります。

3 障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

障がいのある子どもや発達に課題がある子どもが、保育所、幼稚園等で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保育所、幼稚園等での受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の整備に努めます。

4 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援

医療的ケアが必要な子どもに対応した支援ができるよう関係機関と連携し体制の整備に努めます。

5 教育相談・教育支援体制の充実

特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期からの情報提供や教育相談等を実施するとともに、障がいのある子どもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

6 障がい児通所支援の充実

障がいのある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援の提供体制の充実に努めます。

7 障がい児とその保護者同士の交流の促進

障がいのある子どもとその保護者同士が交流の機会をもつことで、お互いの経験を活かし、気軽に相談しあえる環境をつくるため、保護者や関係機関との協働により、交流の促進を図ります。

(4)権利擁護の推進

現状と課題

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、本町では福祉課窓口で障がいのある人の虐待に関する相談を受け付けています。今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に支障がある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がいのある人の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障がいのある人の権利や財産を守るための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障がいのある人の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。

本町においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第2次遠賀町地域福祉計画に内包する形で遠賀町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、地域連携ネットワークを構築することを目標に取り組んでいます。今後、高齢化とともに一人暮らしの障がいのある人がさらに増加していくことや、障がいのある人の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

今後の取り組み

1 障がいのある人への虐待防止

障害者虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図り、虐待防止に努めます。

2 障がいのある人の権利擁護の充実

遠賀町社会福祉協議会や遠賀中間地域障がい者支援協議会と連携しながら、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の普及を推進し、成年後見制度の活用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護の充実に努めます。

3 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援が必要な人を発見し、早期の段階からの相談や対応、意思決定支援等ができるよう、各専門職団体や関係機関等による地域連携ネットワークの構築、市民後見の推進に向けた取り組み、成年後見制度の周知に努めます。

3 保健・医療

障がいには、先天性のものと事故や疾病、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がいのある人には、定期的な医療を必要とする人がいる他に、その障がいのために健康の面での問題を抱えている人も多い状況です。

特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の実施が求められています。

さらに、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

精神保健の分野については、適切な医療機関への受診を促進するとともに、地域精神保健対策及び社会復帰対策を推進していくことが重要です。

(1)保健・医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障がいのある人の中には、障がいの特性から適切な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。

障がいのある人にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、日常的な活動を促進し、社会参加を容易にするためにも不可欠です。特に、障がいの重複化・重度化及び高齢社会の進行、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。定期的な医学管理を必要とする障がいのある人の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がいのある人の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

1 障がいのある人の保健に関する情報提供と特定健診・がん検診等の受診勧奨

障がいのある人の健康づくりや保健事業に関する情報提供の充実を図るとともに、障がいのある人にも受診しやすい健診体制を整備し、受診率向上に努めます。

2 医療及びリハビリテーションの充実

重度心身障がい者医療費助成制度や自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図るとともに、公費負担・助成制度等についての運用を継続していきます。

また、症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や周辺の医療機関との連携により、適切な医療及びリハビリテーションにつなげ、治療と二次障がいの予防に努めます。

(2)精神保健対策の充実

現状と課題

平成18年の障害者自立支援法の施行を契機に、福祉サービスの3障がい一元化や自立支援医療制度の開始など、サービス体系や医療制度の変更を通じて、それまで立ち後れていた精神障がい者へのサービスの充実が進められています。

精神疾患についても、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療につながることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とはいえず、根深い偏見も残っており、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

退院可能な精神障がい者の退院を促進するという流れの中、精神疾患に対する偏見や社会復帰を図るための地域資源の不足など、精神障がい者の地域生活への移行を実現するためには、なお多くの課題が残されています。精神障がい者が地域で自分らしく安心した生活を送ることができるよう啓発し、心の健康相談や訪問指導等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

今後の取り組み

1 周知・広報による制度の利用促進

自立支援医療(精神通院医療)制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、周知・広報による制度の利用促進を図ります。

2 精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、メンタルヘルスや精神障がいに関する正しい知識について普及・啓発を行います。

3 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

うつ病の予防やストレス対策等、心の健康づくりを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業や医療機関等との連携により精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

4 心の健康づくりの推進

精神疾患をもつ人や、その家族等が悩みを相談できる機関の情報提供に努めるとともに、相談支援事業所との連携を図り、社会復帰を促進します。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めます。

(3)障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このような生活習慣病の重症化を予防するため、町民が自分の健康に関心をもち、健康診査を受け、その結果に基づき自己管理ができるように支援することが大切です。

また、先天的な疾病や障がいについても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

本町では、妊婦健診や1歳6か月児、3歳児への乳幼児健診等を実施し、成長・発達の支援や課題の早期発見に努め、必要に応じ専門機関への相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。また、妊産婦・新生児についても、訪問等による子育て環境の見守りを含めた支援体制を構築しています。

一方、精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだまだ十分とは言えず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

今後の取り組み

1 妊産婦に対する保健事業の充実

妊娠に対して、健康状態を定期的に確認するための妊婦健診の助成をし、妊娠中の健康管理等の充実に努めます。

2 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の促進

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を促進します。

3 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健診やがん検診等により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくりを推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

4 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

ストレス対策等、心の健康づくりを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業やかかりつけ医等との連携による精神疾患や障がいの早期発見・早期治療を促進します。

4 教育、スポーツ・文化芸術活動等

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に受けることのできる教育(インクルーシブ教育)システムを構築しなければなりません。

また、障がいのある人が円滑にスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動を行うための環境整備等も求められています。

(1)インクルーシブ教育の推進

現状と課題

インクルーシブ教育の推進にあたっては、障がいのある子どもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

本町では、障がいのある子どもの教育に関し、随時、就学相談・就学移行相談に応じ、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう本人及び保護者の意思を尊重したうえで就学先を総合的に判断し、教育的ニーズと必要な支援について検討を行っています。就学後についても、その子の状況を把握し、必要に応じて相談を継続したり、学びの場の見直しを柔軟に行ったり、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

今後も可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報の取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。そのためにも本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携の下、一人一人の状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

今後の取り組み

1 就学及び教育支援体制の充実

障がいのある子ども一人一人の実態に即した就学となるよう、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。

また、障がいのある子どもの発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へのさらなる周知に努めます。

2 個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践

障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、評価を行います。

また、適切な就学指導や進学がスムーズに行われるよう、定期的に幼保小連絡協議会や小中学校校長会等を開催し、情報の共有を図るとともに、学校卒業後の進路指導も見据え、就労支援機関とのさらなる連携構築に努めます。

3 教職員の資質の向上と支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者を対象にした研修等に参加を促し、発達障がいや障がい種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制のさらなる充実に努めます。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促し、教職員のさらなる資質の向上に努めます。

4 教育環境の整備

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、個々のニーズに応じた支援機器の整備推進に努めます。

また、障がいのある子どもの就学機会を拡充し、児童や生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、教育環境の整備に努めます。

(2)スポーツ・文化芸術活動等の振興

現状と課題

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で重要です。また、障がいのある人の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がいのある人に対する理解を得る機会としても重要です。

障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がいのある人が参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある人へ各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

また、障がい者スポーツは、以前のリハビリテーションの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、さらにはパラリンピックに象徴されるように、競技としての取り組みへと大きく飛躍しています。

今後は、各種活動の広報に加えて、各種スポーツ活動や文化芸術活動に積極的に参加できるような配慮が必要であり、障がいのある人もない人もだれもが参加できるような環境を整えることで、両者の交流の深まりも期待できます。

今後の取り組み

1 スポーツ活動への参加促進

おんがみんスポクラブなど、スポーツ活動を通じ交流が図れる機会を提供するとともに、障がいのある人のスポーツ活動への参加促進を図るため、福岡県障がい者スポーツ協会と連携を図りながら、「福岡県身体障害者スポーツ大会」や「ときめきスポーツ大会」(知的障がい者のスポーツ大会)など各種スポーツ大会やスポーツ教室などの周知に努めます。

2 文化芸術活動の支援

障がいのある人が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、文化芸術活動の情報提供に努めるとともに、文化芸術活動の発表の場を提供します。また、障がいのある人が文化芸術にふれる機会の創出に努めます。

5 雇用・就業、経済的自立の支援等

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がいのある人の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

(1)障がい者雇用の促進

現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのある人の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けており、平成30年4月からは、それまでの身体障がい者、知的障がい者のほか、精神障がい者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなり、令和6年度から8年度にかけて段階的に、民間企業2.7%、国及び地方公共団体3.0%まで引き上げられることになっています。

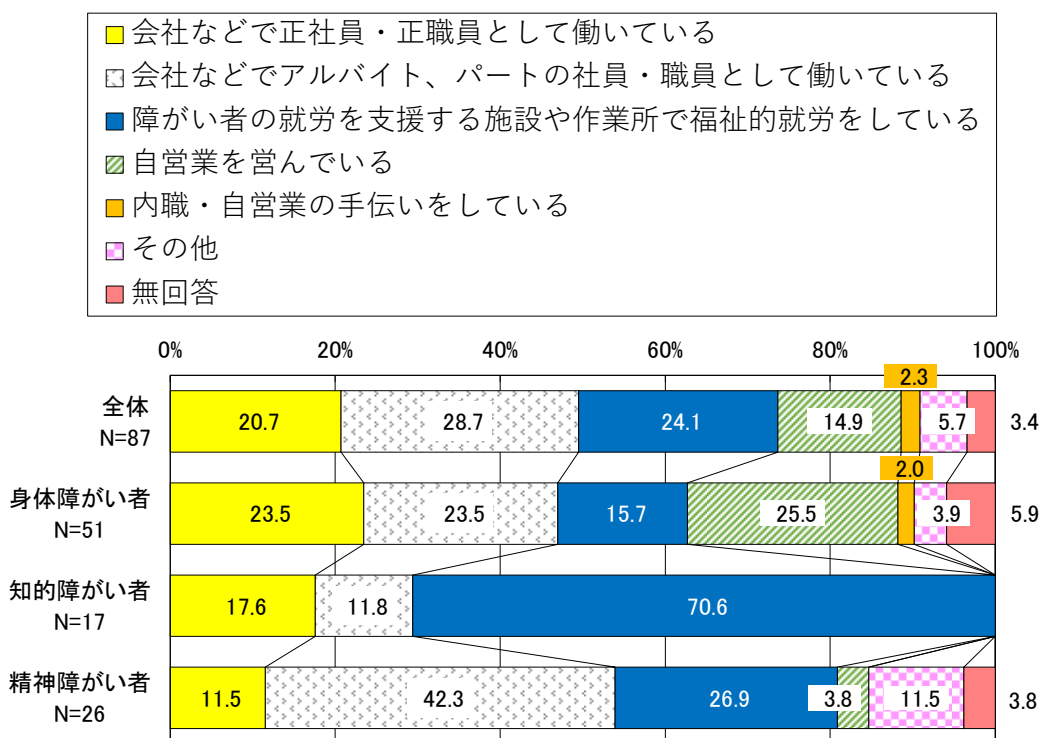
また、平成25年6月の改正により、雇用の分野において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がいのある人が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

令和4年6月1日現在、八幡公共職業安定所管内の企業の障がい者雇用率は2.27%で、57.4%が法定雇用率を達成しています(P16参照)。今後も、企業・事業主に対して障がい者雇用に関する啓発や情報提供を行うなど、障がい者雇用を促進することが必要です。

アンケート調査結果を見ると、働いていると回答した障がいのある人のうち、正社員・正職員として働いている人は少なく、特に、知的障がい者では「障がい者の就労を支援する施設や作業所で福祉的就労をしている」、精神障がい者では「会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている」人の割合が高いことがわかります(図6参照)。

障がいのある人の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件(勤務時間・日数など)の多様化を図るとともに、周囲の人が障がいを理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力を求めるところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障がいのある人が当たり前で働ける社会をつくるためには、社会全体で障がいのある人に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

図6 現在どのような形で働いているか(働いている人のみ)



資料: アンケート調査結果

今後の取り組み

1 事業主等への啓発

ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めます。また、障がい者トライアル雇用や短時間就労など、障がいのある人が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解促進に努めます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある障がいのある人の雇用促進のために、商工会等を通じ地域の民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行うとともに、研修・セミナーへの参加勧奨を行います。

2 町行政機関における雇用の確保

障がい者雇用については、障がいのある人の任用を適宜実施することで、就業の機会の確保に努めます。

(2)障がい者のための総合的な就労支援

現状と課題

平成18年、障がいのある人の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障がい者雇用促進法が改正され、精神障がい者に対する雇用対策の強化など、障がいのある人の就労支援が拡充されました。また、特例子会社による障がい者雇用やグループ就労といった雇用形態の多様化等により、障がいのある人の就労を促進する環境がつくられつつあります。

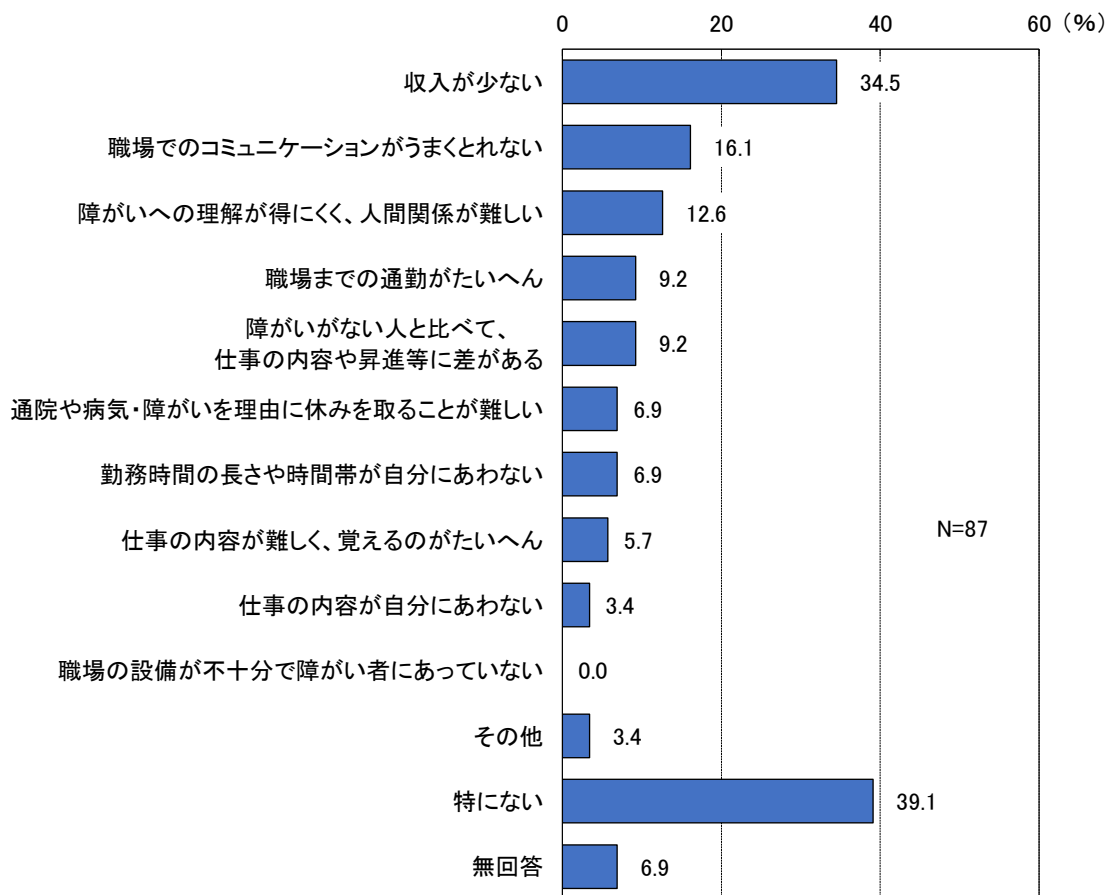
しかし、全国的に見られる「福祉施設を出て就職した人の割合が少ない」「特別支援学校卒業者の就職率が低い」などの状況は、本町においても同様です。今後も就労移行支援事業を活用し、働く意欲や能力のある障がいのある人がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

また、障がいのある人は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査結果によると、「収入が少ない」「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」などの回答が上位にあがっています(図7参照)が、就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。定着のための支援としては、障がい福祉サービスの就労定着支援や各支援機関の職場訪問などがありますが、それでも職場に定着するということは非常に難しい課題であり、さらなる支援の在り方の検討が必要となります。

一方、民間企業での雇用が困難な障がいのある人にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援A型やB型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がいのある人に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。本町は、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの優先調達推進方針を定め、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注を行っています。今後もその発注拡大を図る必要があります。

図7 仕事のことで悩んでいることや困っていることがあるか(働いている人のみ)



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

1 就労移行支援や就労継続支援の利用促進

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型、B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けたさらなる支援に努めます。

2 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実

遠賀中間地域障がい者支援協議会において、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携して、企業や関係機関とのネットワークのさらなる充実に努めます。

3 就労定着支援の促進

就労定着支援(障がい福祉サービス)の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がいのある人の職場定着を促進します。

また、障がいのある人の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がいのある人の就労定着の支援を行います。

4 障がい者就労施設等への支援

本町における障害者優先調達推進方針に基づき、庁内各部署において、障がい者就労施設等への物品や役務の発注拡大に努めます。

(3)経済的自立の支援

現状と課題

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がいのある人やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

そのため、行政や民間において障がいのある人の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、JR等の鉄道、航空運賃及び有料道路の割引等が行われています。

本町では、年金・手当・税の減免、医療費の助成等については、手帳交付の際などに利用できる制度を紹介し、必要に応じて関係部署への案内も行っていますが、今後もこれらの制度の周知に努めていく必要があります。

今後の取り組み

1 年金・手当制度の周知

障がいのある人の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障がい者扶養共済制度等の各種手当制度の周知に努めます。

2 税の減免、各種割引制度の周知

障がいのある人の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度や JR等の鉄道運賃、バス運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料等の割引制度について周知を図ります。

3 医療費公費負担制度の周知

重度障がい者医療費助成制度や、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度等の各種制度の周知を図ります。

6 生活環境

障がいのある人が安心して生活できる環境は、すべての住民にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁(バリア)を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの考え方は、地域共生社会の理念にも通じるものがあります。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

本町では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の新築や改修等の際にはバリアフリー化を図っています。また、道路や主要な公共施設については順次改修を行っています。

既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となります。障がい者アンケートの自由回答では、障がい者用駐車区画に障がいのない人が駐車しているために障がいのある人が駐車できないという声もあがっており、障がい者用駐車区画に関する啓発も含め、住民や事業者など多くの人に身近で協力できることへの参画を促進する必要があります。

また、本町では、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいますが、障害者差別解消法の施行により、社会的障壁除去の実施について合理的配慮が求められることから、今まで以上にユニバーサルデザインの徹底を図る必要があります。

今後の取り組み

1 公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

バリアフリー新法や福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。また、道路については、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など、障がい者や高齢者が安全で快適に歩行できるように、さらなるバリアフリー化に努めます。

2 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

福祉のまちづくりは、障がいのある人をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることから、その啓発に努めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障がい物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反による障壁が生じることのないよう、啓発に努めます。

3 「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がいのある人が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

(2)住宅環境の整備

現状と課題

障がいのある人の生活環境整備の一つとして、住みやすい住宅の整備と、住宅改修のための支援を進める必要があります。

町営住宅においては、障がい者世帯等の入居も可能としていますが、今後、障がいのある人が住みやすい住宅整備を計画的に進める必要があります。

また、障がいのある人の多くが住んでいる民間住宅においてバリアフリーを必要としている人へ、助成制度活用の促進を図る必要があります。

今後の取り組み

1 障がいのある人に配慮した町営住宅の整備

バリアフリーに配慮した施設整備に努めます。

2 住宅改修等の支援

日常生活用具給付事業により、手すりの取付け、床段差の解消、洋式便器等への取替えなど住宅改修に要した費用の一部を助成します。

7 情報アクセシビリティ

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。

また、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特に障壁がある視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

(1) 情報収集・提供の充実

現状と課題

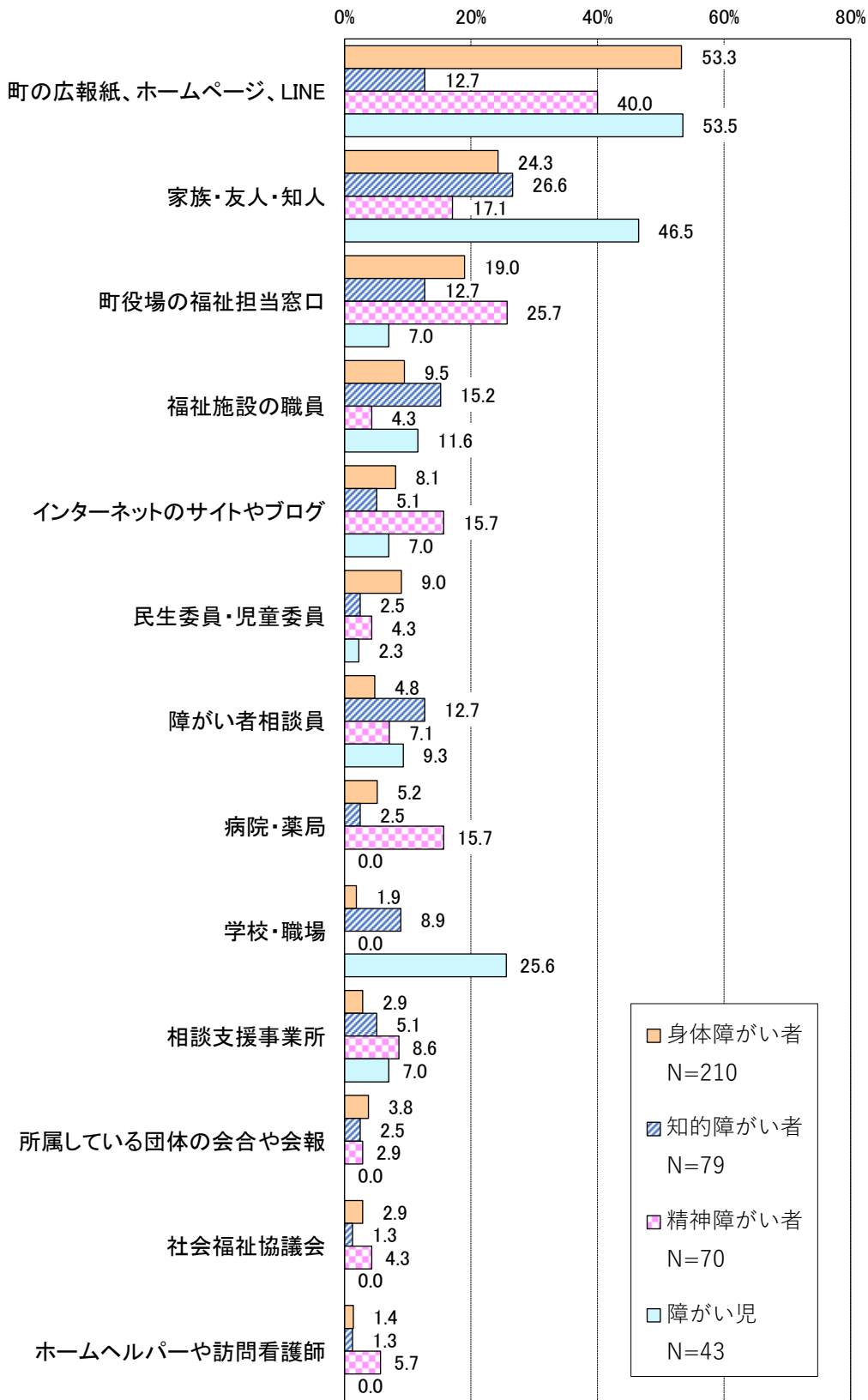
本町では、「広報おんが」や町のホームページのほか、「障がい者福祉のしおり」の作成・配布によってサービス等の周知を図っています。また、緊急時にはホームページのほか、町公式SNS(LINE、インスタグラム、YouTube)にも情報を掲載し、リアルタイムでの情報発信に努めています。

アンケート調査結果を見ると、福祉に関する情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは「町の広報紙、ホームページ、LINE」ですが、障がい種別に見ると、知的障がい者では「家族・友人・知人」と答えた人の割合が最も高くなっています(図8参照)。また、携帯電話やスマートフォン、SNS、メール、インターネットを「使っている」と回答した人は全体の60.8%ですが、知的障がい者では31.4%と低い割合にとどまっており(図9参照)、障がい種別による格差が見られます。

行動の制約を伴う障がいのある人にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

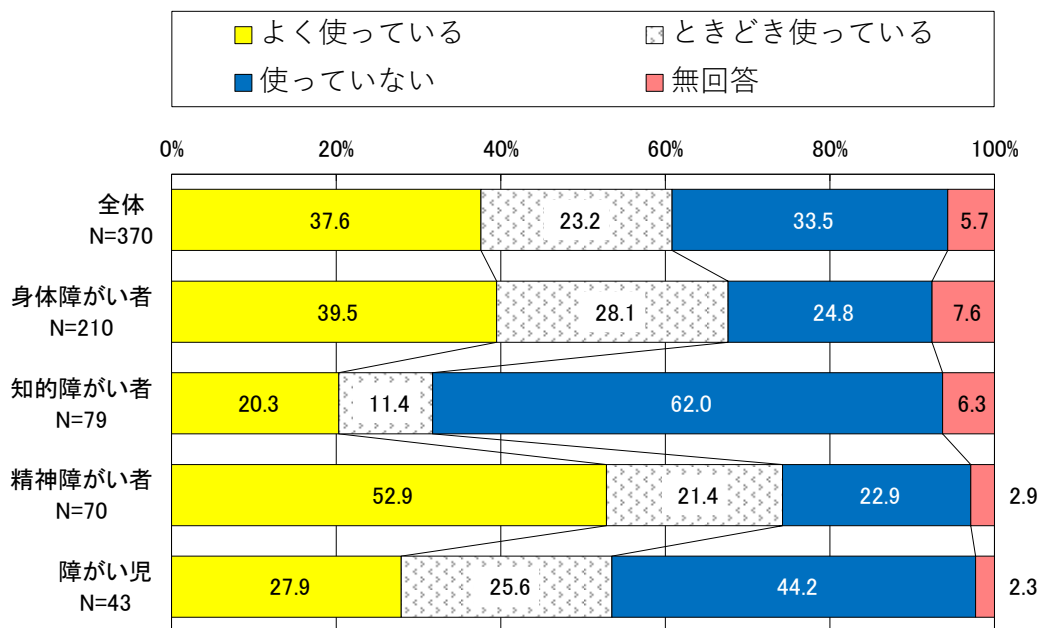
また、本町では、視覚障がい者などが音声読み上げソフトを利用してホームページの情報を正確に入手できるよう、ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)の使用や、画像の代替テキストの挿入、特殊文字を使用しないなど、ウェブアクセシビリティに配慮した、見やすい・読みやすいホームページとなるよう努めています。今後、スマートフォンを使ったインターネット等の利用啓発も含め、障がいのある人がインターネットを活用し必要な情報を容易に得ることができる生活の実現を図る必要があります。

図8 町が実施している福祉施策についての情報は何で知るか



資料：アンケート調査結果

図9 ふだん、携帯電話やスマートフォン、SNS、メール、インターネットを使っているか



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

1 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、個人情報の保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、「広報おんが」や町ホームページ、町公式 SNS を活用した情報提供のさらなる充実に努めます。

また、「障がい者福祉のしおり」については、常に最新の情報が提供できるよう、制度改正等に合わせ随時改訂を行います。

2 町ホームページのウェブアクセシビリティの確保

町のホームページが障がいのある人を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティに取り組みます。

(2)コミュニケーション支援の充実

現状と課題

視覚障がい者・聴覚障がい者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

本町では、聴覚障がい及び音声または言語機能障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、登録手話通訳者を配置し、その派遣事業を行うほか、手話奉仕員の養成を行っています。

また、ボランティア団体による音声版の広報により行政情報の提供を行うなど、ボランティア団体と協働して視覚障がい者の情報提供を図っています。

しかし、登録手話通訳者として配置・派遣するに至るまでには、十分な通訳技術の習得と経験が必要なため、その担い手不足が深刻な問題となっており、手話通訳者をはじめとする支援者の養成及び確保を図る必要があります。

今後の取り組み

1 コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援として、今後も手話奉仕員・要約筆記者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員の養成に努めます。

2 情報・意思疎通支援用具の給付

重度障がい者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障がい者用情報受信装置など、情報・意思疎通支援用具の給付により、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

8 安全・安心

近年、全国各地で地震や豪雨による冠水、土砂災害等の被害が多発しており、住民の防災意識も年々高まっています。このような現状に鑑み、災害対策基本法の一部改正がなされ、日頃から配慮が必要な人の中から、災害情報の入手が困難であり、実際に一人で避難ができないなど、何らかの特別な支援を要する人を「避難行動要支援者」と位置付け、いざという時に備え、平時より個別の支援体制を確立することが必要不可欠となっています。

防災対策を通じ、町民一人一人が防災への意識を高め、地域と行政が一体となって防災力を向上させていくとともに、要支援者の視点に立った対策を行い、障がいのある人が安心して生活できるまちづくりの推進が重要です。

また、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がいのある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

(1) 防災対策の推進

現状と課題

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、過去に起きた自然災害の教訓を基に災害発生時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害弱者である障がいのある人に対するきめ細かな防災対策が必要となります。

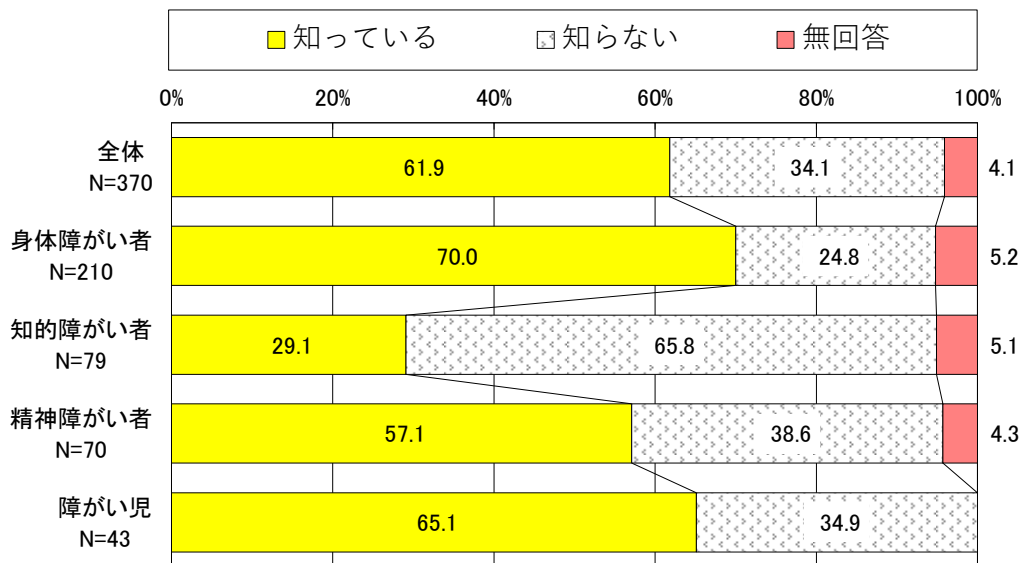
本町では、「遠賀町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や防災行政無線や防災メール、広報などを使った多様な情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。また、災害時の避難所については、防災マップを全戸配布し、周知を行っています。

しかし、アンケート調査結果を見ると、災害時の避難先を知らないと回答した障がい者は全体の34.1%を占め(図10参照)、災害時にひとりで避難できないと回答した人は40.3%となっています(図11参照)。また、地震や台風等の大きな災害が起きた場合の心配事を障がい種別に見ると、身体障がい者は「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」、知的障がい者と障がい児は「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」、精神障がい者は「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」がそれぞれ最も多くなっています(図12参照)。さらに災害時に、避難所などで困ると思われることとしては、「トイレ」

を筆頭に、「薬や医療」「プライバシー保護」「コミュニケーション」と続いています(図13参照)。

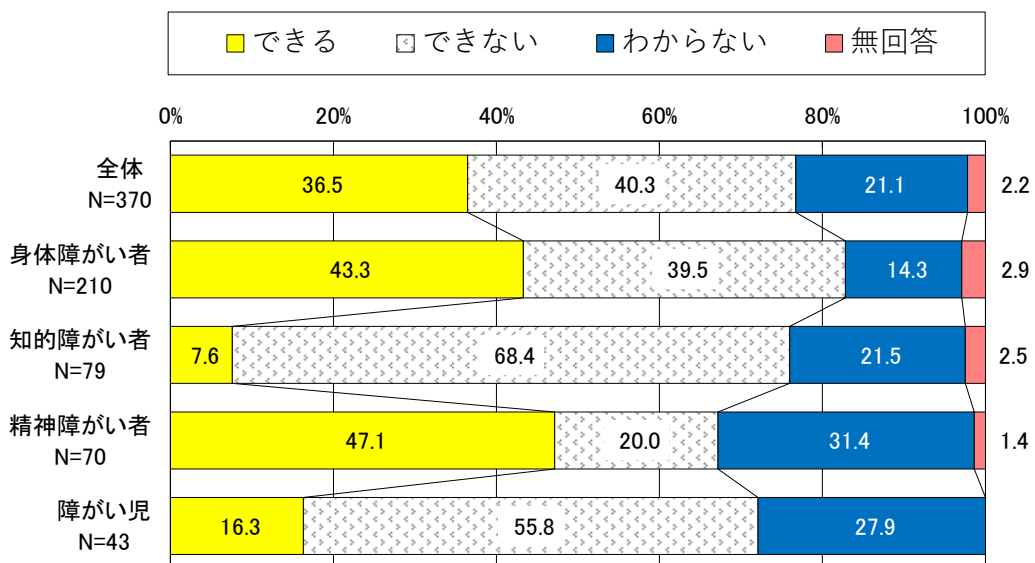
今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、関係機関等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進め、避難体制の充実を図る必要があります。さらに、災害時における町民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

図 10 災害時の避難先を知っているか



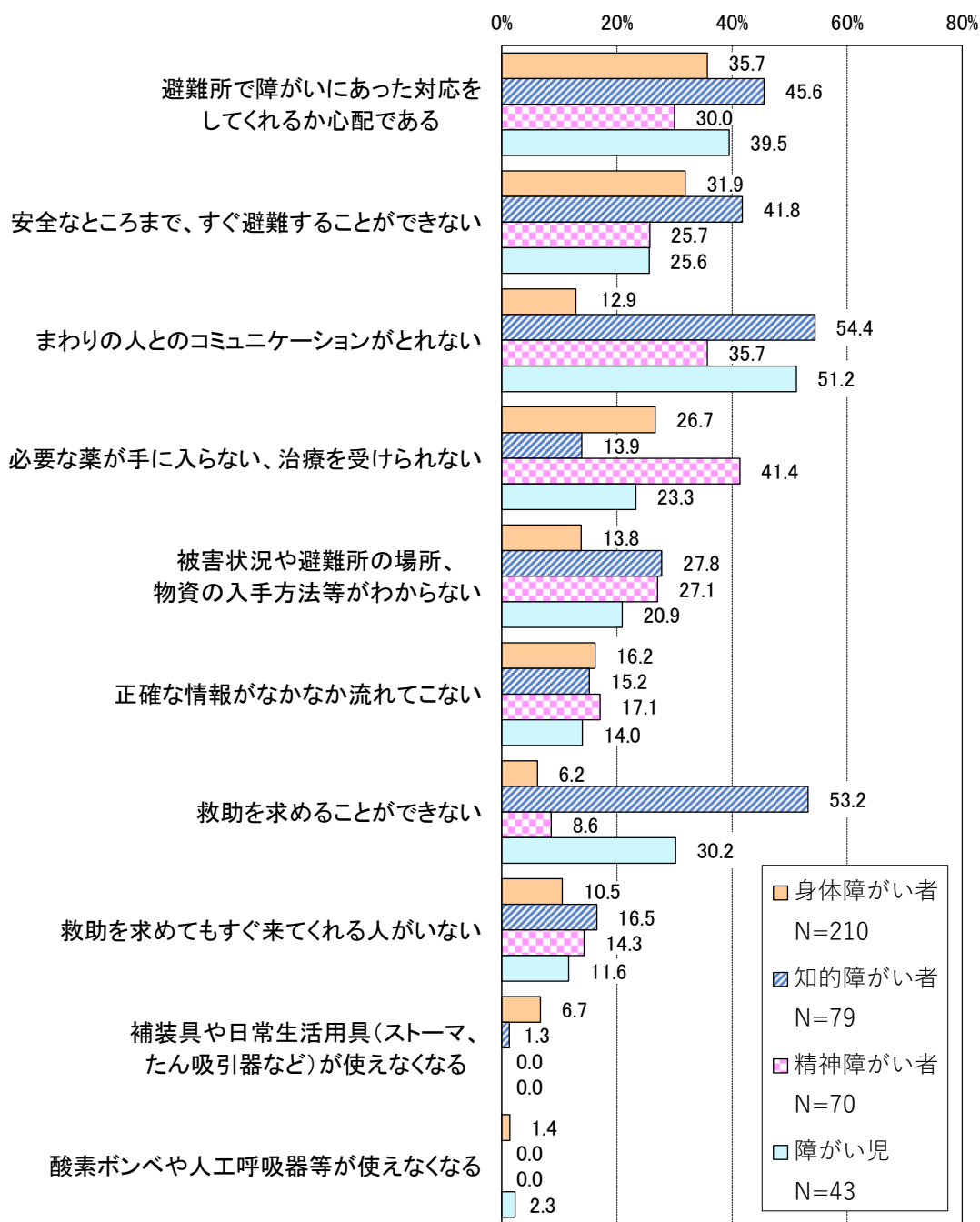
資料：アンケート調査結果

図 11 災害時にひとりで避難ができるか



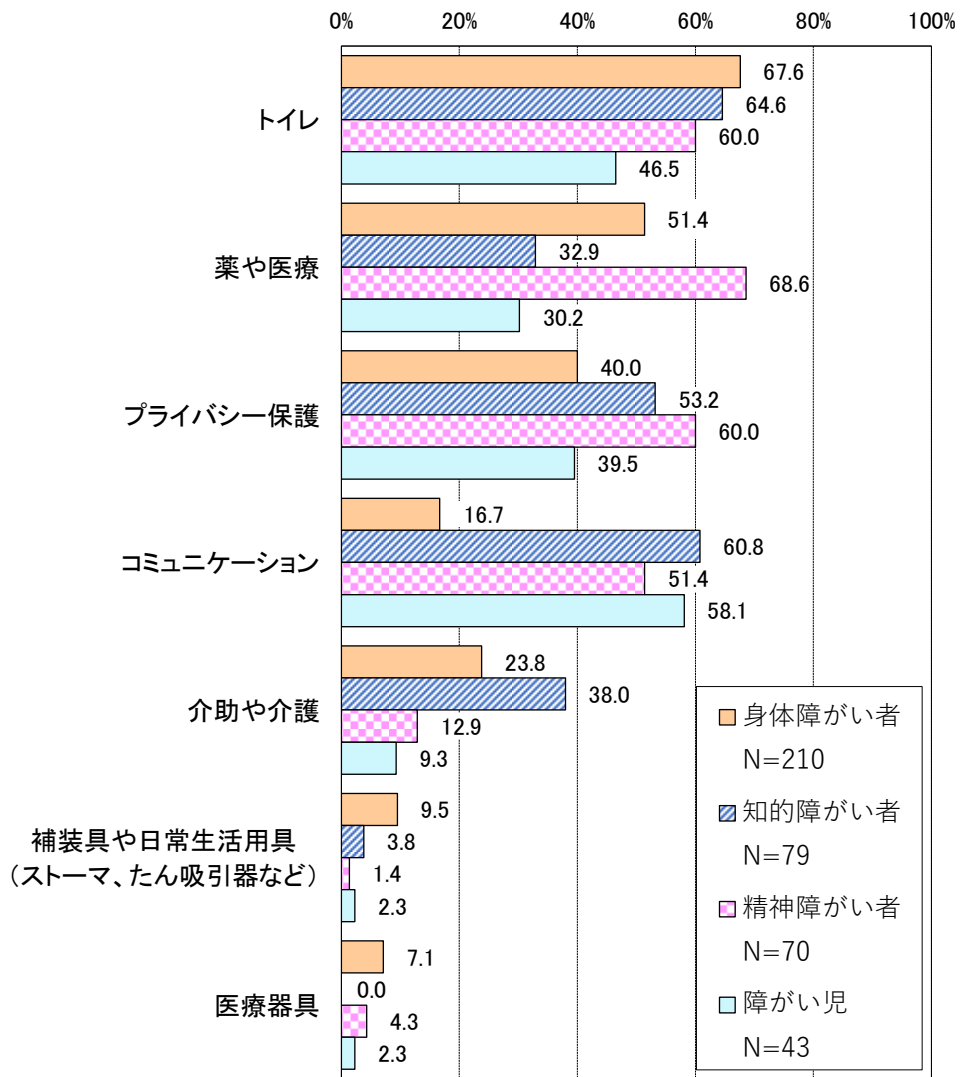
資料：アンケート調査結果

図 12 地震や台風等の大きな災害が起きた場合、どのようなことが心配か



資料：アンケート調査結果

図 13 災害時に、避難所などで困ると思われること



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

1 災害の知識及び対処法についての啓発・広報

平時から「広報おんが」や公式ホームページ、防災マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

2 避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携

避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を定期的に行い、自治会、民生委員・児童委員等に同意者の名簿の提供を行い、避難時や災害時に活用できるように関係機関と連携します。

3 情報伝達手段の確保と緊急通報連絡体制の整備充実

災害時には、災害情報や避難情報が障がいのある人や家族に確実に伝わるよう、防災行政無線など情報伝達手段の確保に努めます。

また、障がいのある人やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ速やかに通報できるよう、緊急通報連絡体制の整備に努めます。

4 地域防災における連携強化

自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織の育成に取り組みます。

また、町民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。

5 避難所情報の周知と整備充実

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。

また、避難物資の備蓄や医療品等の調達、障がい特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備に努めます。

(2)防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

現状と課題

障がいのある人を特殊詐欺等の犯罪や消費者被害から守るためには、障がいのある人及びその家族や支援者等に対し、犯罪や消費者被害にあわないための啓発を行うとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、「広報おんが」やホームページ等を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪被害にあわないように、警察署や消費生活センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防を図る必要があります。

今後の取り組み

1 防犯対策の充実

地域の自主的な防犯活動の充実を図るとともに、防犯パトロール車による巡回活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

2 消費者トラブルの防止

障がいのある人やその家族等から消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、消費者トラブルに関する啓発を行い、障がいのある人の消費者被害の未然防止、拡大防止に努めます。

また、必要に応じ成年後見制度の情報提供を行います。

第 5 章

成果目標と活動指標の設定

1 令和8年度の成果目標

第6期計画等では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本町の実情を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者(33人)の6%以上(2人)を地域生活へ移行すること及び令和元年度末現在の施設入所者の1.6%減の1人の削減を目標としていました。

令和4年度末までの地域生活移行者数は0人と、現時点では目標に達していませんが、今後も強度行動障がいのある人など入所による支援が必要な人がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも入所が必要でない人が一定程度存在することが考えられるため、引き続き地域移行に向けた取り組みが必要です。

本計画では、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら、本人の意向に沿った地域生活への移行が実現できるよう、地域移行支援及び地域定着支援の周知と利用の促進、多様な形態の住まいの整備等に努め、令和4年度末時点における施設入所者(36人)の6%(3人)以上を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から3人以上削減することを目標とします。

数値目標 1 : 福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画 の実績	令和4年度末現在の施設入所者数	36人
	令和4年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	0人
本計画の 目標値	令和8年度末の施設入所者数	33人
	令和8年度末までの削減数 ^{※2}	3人
	令和8年度末までの地域生活移行者数	3人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

※2 令和8年度末までの削減数は、令和5～8年度末までの地域生活移行者数及びその他の退所者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、遠賀中間地域障がい者支援協議会を活用し、保健、医療、福祉関係者との連携強化を図ってきました。

今後も、遠賀中間地域障がい者支援協議会において協議を重ねながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	0	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	0	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数(人/年)	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数(人/年)	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数(人/年)	15	15	16	17
精神障がい者の自立生活援助の利用者数(人/年)	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数(人/年)	1	1	1	1

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。そのため、遠賀中間地域では、令和2年度に地域生活支援拠点等の整備を行い、障がいのある人等の地域生活を支援しています。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本計画では、地域生活支援拠点等が有する機能のさらなる充実を目指し、定期的に運用状況を検証及び検討することとします。

また、国の基本指針では、新たに強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実が求められており、強度行動障がいを有する人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとします。

成果指標・活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域生活支援拠点等の設置箇所数 (か所)	1	1	1	1	
地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置人数(人)	2	2	2	2	
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(回/年)	1	1	1	1	

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

障がいのあるなしにかかわらず、「働く」ことは、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。

第6期計画では、令和5年度における年間一般就労への移行者数の目標を8人と設定していましたが、令和4年度の一般就労移行者は2人でした。

本計画では、障がいのある人の就労を支える関係機関との連携、協力体制を構築し、就労関係の相談業務を充実するとともに、ハローワークと共同で各企業へ障がい者雇用のPRを継続実施することで、一般就労希望者の令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を6人以上にすることを目標とします。

なお、第6期計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを基本としていましたが、令和4年度末の利用者数は12人となっています。今後も障がいのある人が「働きたい」「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障がい者就労に対する理解促進を図ります。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画 の実績	令和4年度の年間一般就労移行者数	2人
	令和4年度末現在の就労移行支援事業利用者数	12人
本計画の 目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	6人
	(うち就労移行支援事業所利用者数)	(6人)
	(うち就労継続支援A型事業所利用者数)	(0人)
	(うち就労継続支援B型事業所利用者数)	(0人)

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

障がいのある人については、就労後も企業の障がいに対する理解の促進など、安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

第6期計画では、国の指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを目標としていました。令和3年度の就労定着支援利用者は7人で、就労定着率が80%以上の事業所は5事業所中5事業所(100%)でした。

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障がい者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、関係機関と連携を図りながら引き続き障がいのある人の就労を支援していきます。

数値目標 3 : 就労定着支援の利用者数		
前計画の実績値	令和3年度の就労定着支援利用者数	7人
本計画の目標値	令和8年度の就労定着支援利用者数	9人

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターを中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、遠賀中間地域で2か所整備されており、既に国の基本指針で示された整備基準を達成しています。

また、国の指針では、保育所等訪問支援の利用を促進して、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築が求められています。保育所等訪問支援を実施する事業所は遠賀中間地域で既に5か所整備されており、今後も引き続き保育所等訪問支援の利用を促進して地域の保育や教育等の支援を受けることができるよう努めるとともに、障がいのある子どもやその家族等への支援、障がいへの理解促進を推進します。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、遠賀中間地域で既に3か所ずつ整備されており、今後も既存の事業所と情報共有を図りながら重症心身障がい児の支援体制の確保を図ります。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児の支援を目的とした、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による医療的ケア児支援に関する情報交換及び支援方法の協議の場については、遠賀中間地域障がい者支援協議会等を活用して、必要に応じた協議を行っていきます。

また、遠賀中間地域において、各事業所に「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の周知と受講促進を図り、医療的ケア児等コーディネーターを2人確保します。

今後も遠賀中間地域における医療的ケア児支援に関する課題を抽出し、その解決に向けた協議を行いながら、さらなる支援の充実を図ります。

④発達障がい児とその家族に対する支援の充実

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい児とその家族等に対する支援体制について関係機関と協議を行い、その充実を図ります。

⑤保育施設等における障がい児等の受入体制の整備

特別な支援が必要な子どもが円滑に保育施設等を利用できるように必要な配慮を行い、保育施設等の受入体制の確保を図ります。障がい児通所支援等を利用する障がい児の保護者の利用ニーズを把握し、子ども・子育て支援部局等の関係部局と連携し、受入体制の確保に努めていきます。

成果指標・活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター設置数(か所)	2	2	2	2
保育所等訪問支援実施箇所数(か所)	5	5	5	5
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数(か所)	3	3	3	3
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数(か所)	3	3	3	3
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人/月)	2	2	2	2
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者数(人)	0	0	0	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(人)	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数(人)	0	0	0	1
保育所における障がい児等の受入体制(人)	14	14	14	14
放課後児童健全育成事業における障がい児等の受入体制(人)	24	24	24	24

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 総合的・専門的な相談支援

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

基幹相談支援センターについては、本町単独での設置が難しいため、遠賀中間地域障がい者支援協議会で設置に向けた検討を行い、関係機関への働きかけを行います。

② 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、遠賀中間地域障がい者支援協議会において地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。

成果指標・活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(回)	0	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	1	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)	6	6	6	6
個別事例の支援内容の検証の実施回数(回)	0	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1	1	1	1
協議会の専門部会の設置数	1	1	1	1

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加促進に努め、業務の質の向上を図ります。

②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県等が実施する各種研修への町職員の参加人数見込み(人/年)	2	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数(件/年)	0	0	0	1

2 障がい福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量(活動指標)を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	27	25	22	22	22	22
利用時間 (時間/月)	469	489	496	496	496	496

※サービス見込み量の単位

人 /月：1か月当たりの利用人数

時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	3	3	1	2	2	2
利用時間 (時間/月)	13	11	8	8	8	8

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な障がいがある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	70	70	70	72	73	74
利用日数 (人日/月)	1,234	1,248	1,333	1,348	1,362	1,377

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1	1	0	1	1	1
利用日数 (人日/月)	21	5	0	20	20	20

■自立訓練（生活訓練）

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	5	3	3	2	2	2
利用日数 (人日/月)	39	33	37	30	30	30

③ 就労選択支援(新設)

就労継続支援や就労移行支援などの就労系障がい福祉サービスを利用する意向がある障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。令和7年を目処に開始される予定です。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)					2	4
利用日数 (人日/月)					4	8

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	15	12	11	11	13	16
利用日数 (人日/月)	168	105	127	110	130	160

⑤ 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	17	18	16	17	17	17
利用日数 (人日/月)	310	317	279	294	310	310

⑥ 就労継続支援(B型)

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	50	49	48	50	51	52
利用日数 (人日/月)	639	720	793	805	817	829

⑦ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がいがある人について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	7	5	2	6	7	9

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	3	3	3	3	3	3

⑨ 短期入所

居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■短期入所(福祉型)

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	8	8	7	10	12	14
利用日数 (人日/月)	7	5	16	30	36	42

■短期入所(医療型)

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	2	2	1	2	2	2
利用日数 (人日/月)	7	8	6	10	10	10

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	30	35	35	35	37	41

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	36	36	35	34	34	33

(4)相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	171	167	155	160	162	165

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいがある人又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がい者のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

3 障がい児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等(活動指標)を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

① 児童発達支援

未就学の障がい児について、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	27	27	25	30	30	30
利用日数 (人日/月)	233	183	186	188	190	192

② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもについて、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	21	19	14	19	19	19
利用人数 (人日/月)	6	6	5	4	4	4

⑤ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	59	62	64	68	70	72
利用人数 (人日/月)	625	774	819	884	910	936

⑥ 障がい児相談支援

障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	86	91	84	89	91	93

4 地域生活支援事業の見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等(活動指標)を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるべく、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

障がいのある人と実際にふれあうイベントを多くの住民が参加できるような形態で実施することにより、障がいに対する理解を深めます。

また、障がい別の接し方や障がいに関するマークを説明するパンフレットの作成やホームページへの啓発コンテンツの掲載等、障がいのある人に対する理解促進を目的とした広報活動を実施します。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イベント等の開催	実施の有無	無	有	有	有	有	有
広報活動	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

障がいのある人等やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換をしたりできるピアサポート活動や、ボランティア活動支援等を実施する団体に費用の補助を行います。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	(件/年)	0	0	0	1	1	1

③ 相談支援事業

障がいのある人や介助者(介護者)等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

遠賀中間地域障がい者支援協議会と連携し、相談事業の充実、相談員の専門性の向上を図ります。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業実施箇所数	(か所)	5	5	5	5	5	5
遠賀中間地域障がい者支援協議会との連携	連携の有無	有	有	有	有	有	有

④ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする事業です。

基幹相談支援センターの設置は本町単独では難しいため、遠賀中間地域障がい者支援協議会で設置に向けた検討を行い、関係機関への働きかけを行います。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	(か所)	0	0	0	0	0	1

⑤ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業です。

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	0	0	0	1	1	1

⑥ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

令和2年度から北九州市成年後見センター「みと」に委託して実施しています。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	(か所)	0	0	0	1	1	1

⑦ 意思疎通支援事業

点訳や音訳のほか、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がいのある人の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

手話通訳者等を必要とする障がいのある人の把握に努めるとともに、事業の周知を図ります。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者実人数	(人)	0	0	0	1	1	1

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	(件/年)	2	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	(件/年)	0	5	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	2	1	2	2	2	2
排せつ管理支援用具	(件/年)	210	221	257	257	257	257
住宅改修	(件/年)	0	0	0	1	1	1

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行う事業です。

遠賀中間地域で手話奉仕員養成講座(入門編、基礎編)を実施します。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
養成講座修了者数	(人)	1	1	1	2	2	4

⑩ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	7	9	7	7	7	7
利用延時間数	(時間/年)	879	694	698	698	698	698

① 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じて、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域との交流の促進等の支援を行う地域活動支援センターの機能を充実強化することで、障がいのある人の地域生活支援を行う事業です。

「障害者支援センターさくら」及び「地域活動支援センターはまゆう」において事業を実施しています。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	(か所)	2	2	2	2	2	2

(2)任意事業

① 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がい者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴を提供するサービスです。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	2	2	1	1	1	1
利用延日数	(回/年)	136	164	96	96	96	96

② 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	5	8	7	7	7	7
利用延日数	(日/年)	195	156	296	296	296	296

③ スポーツ・レクリエーション教室開催等

障がいのある人等の交流、余暇、体力増強等に資するとともに障がい者スポーツを普及させるために、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者スポーツ等に触れる機会等を提供します。

区 分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

④ 自動車改造助成

身体障がい者の移動を支援し、社会参加の促進を図ることを目的として、身体障がい者が自動車の運転を行う際に必要となる自動車の改造にかかる経費の一部を助成する事業です。

区 分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	0	0	0	1	1	1

第 6 章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がいのある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がいのある人や難病患者、障がい者団体や社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「遠賀中間地域障がい者支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編



1 遠賀町障がい者施策等検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属(団体名称)
委員長	井口 富佐子	遠賀町民生委員児童委員協議会
副委員長	早川 由紀	遠賀町社会福祉協議会
委員	橋村 美奈	株式会社 福祉人
委員	磯部 信一	遠賀いそべ病院
委員	大塚 洋	遠賀町身体障がい者福祉協議会
委員	田中 弘子	遠賀町手をつなぐ親の会
委員	山田 和子	ふれあいクラブ
委員	西村 朗	北九州人権擁護委員協議会
委員	吉永 隼人	福岡法務局 北九州支局

2 計画策定経過

日付	会議名称	議事内容
令和5年6月8日	令和5年度 第1回 遠賀町障がい者施策等 検討委員会	○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について ○今後のスケジュールについて ○障がい福祉に関するアンケートの実施について
令和5年9月28日	令和5年度 第2回 遠賀町障がい者施策等 検討委員会	○障がい福祉に関するアンケート調査結果について ○団体ヒアリング調査(アンケート)結果について ○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案について
令和5年11月22日	令和5年度 第3回 遠賀町障がい者施策等 検討委員会	○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画素案について
令和6年2月27日	令和5年度 第4回 遠賀町障がい者施策等 検討委員会	○パブリックコメントの結果について ○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画最終案について

遠賀町障がい者計画
第7期遠賀町障がい福祉計画・第3期遠賀町障がい児福祉計画

令和6年3月

福岡県遠賀町福祉課

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
TEL (093)293-1234
FAX (093)293-0806
